

兵庫県地域防災計画 新旧対照表

修正項目一覧

資料3-1 国計画に基づいた修正	計 27 ページ
→防災基本計画等に基づいた修正。	
資料3-2 兵庫県庁内からの修正	計 17 ページ
→兵庫県庁内における、制度改正や施策の反映等による修正。	
資料3-3 関係機関からの修正	計 32 ページ
→関係機関のご意見に基づいた修正。	
資料3-4 原子力等防災計画にかかる修正	計 48 ページ
→防災基本計画及び関係機関からのご意見に基づいた修正。	

●留意事項

- ・一部、重複している項目があります。
- ・主に提出いただいた機関でご確認ください。ご意見を提出いただいた機関様以外からのご意見をさまたげるものではありません。

資料3-1 国計画に基づいた修正

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
1	風水害	1		1	2	(4) 被災者へのきめ細やかな支援 被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。	(4) 被災者へのきめ細やかな支援 被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。 <u>さらに、高齢化が進む中山間地域等への対応として、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策に努めることとする。</u>	(国新旧P2) 国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、一極集中の是正等を講ずる必要がある。 一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、 <u>著しい高齢化の進行</u> 、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、 <u>福祉的な支援の充実</u> 、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。
	地震	1		1	2			
2	風水害	1		1	2	さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。	さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。	(国新旧P3) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。
	地震	1		1	2			

		県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
		編	章	節	款	P			
3	風水害	2	2	11		63	10 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策 (1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。	10 新型コロナウイルス感染症等 感染症に対応した適切な避難対策 (1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。 また、市町は、避難所管理運営マニュアルに 新型コロナウイルス感染症等 感染症への対応を適宜反映することとする。	(国新旧P5) (略) また、 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
	地震	2	2	11		88	2 防災訓練 県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。	2 防災訓練 県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。	(国新旧P5) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
4	風水害	2	2	2		21	防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。	防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、新型コロナウイルスなどの 感染症対策に十分配慮し、 感染症対策を踏まえた 避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。	(国新旧P5) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
	地震	2	2	2		47			

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
編	章	節	款	P				
5	風水害	2	3	3	100	<p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 県の取り組み</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援</p> <p>② 市町の消防団加入促進の取り組みへの支援</p> <p>③ 消防団員に対する教育訓練の実施</p> <p>④ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援</p> <p>⑤ 企業等へ向けた消防団のPR</p> <p>⑥ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の市町への普及啓発</p> <p>⑦ 消防団員に対する表彰</p>	<p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 県の取り組み</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援</p> <p>② 市町の消防団加入促進の取り組みへの支援</p> <p>③ 消防団員に対する <u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練の実施</p> <p>④ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援</p> <p>⑤ 企業等へ向けた消防団のPR</p> <p>⑥ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の市町への普及啓発</p> <p>⑦ 消防団員等に対する表彰・<u>感謝状の贈呈</u></p>	<p>(国新旧P5)</p> <p>国〔消防庁〕及び市町村（都道府県）は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p>
					127	<p>⑧ 消防操法大会の開催</p> <p>⑨ パネル展の開催等による消防団加入の普及啓発</p> <p>(2) 市町の取り組み</p> <p>市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>② 消防団員に対する教育訓練の実施</p> <p>③ 消防団員の処遇の改善</p> <p>④ 消防団の装備の改善</p> <p>⑤ 消防団の活動拠点施設の整備</p> <p>⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p> <p>⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</p> <p>⑧ 大学等の協力による消防団員の確保</p> <p>⑨ 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	<p>⑧ 消防操法大会の開催</p> <p>⑨ パネル展の開催等による消防団加入の普及啓発</p> <p>(2) 市町の取り組み</p> <p>市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>② 消防団員に対する <u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練の実施</p> <p>③ 消防団員の処遇の改善</p> <p>④ <u>消防団の車両・資機材等の改善</u></p> <p>⑤ 消防団の活動拠点施設の整備</p> <p>⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p> <p>⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</p> <p>⑧ 大学等の協力による消防団員の確保</p> <p>⑨ 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	
	地震	2	3	3				

県計画箇所					P	修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款					
6	地震	6	4	5	472	<p>5 消防団の充実強化</p> <p>県、市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練・研修への支援、消防団員に対する教育訓練の実施、女性消防団員の加入促進の支援、消防団協力事業所表示制度・機能別消防団員制度等への市町への普及啓発等の支援を行う。</p>	<p>5 消防団の充実強化</p> <p>県、市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練・研修への支援、消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施、女性消防団員の加入促進の支援、消防団協力事業所表示制度・機能別消防団員制度等への市町への普及啓発等の支援を行う。</p>	
7	風水害	2	3	1	92	<p>3 災害教訓の伝承支援</p> <p>県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p>	<p>3 災害教訓の伝承支援</p> <p>県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p>	(国新旧P6) 国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
	地震	2	3	1	119	<p>3 災害教訓の伝承支援</p> <p>県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p>	<p>3 災害教訓の伝承支援</p> <p>県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p>	(国新旧P6) 国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款	P				
8	風水害	2	2	5		32	<p>3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実及び訓練等による実効性の確保に努めることとする。</p> <p>また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に風水害等のおそれなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。</p>	<p>(国新旧P8)</p> <p>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。</p>	
	地震	2	2	5		58			<p>(国新旧P8)</p> <p>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</p>
	風水害	2	2	5		32			
	地震	2	2	5		58			
9	風水害	2	2	3		26	<p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。</p> <p>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p>	<p>(国新旧P8)</p> <p>地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p>	
	地震	2	2	3		52			

10

県計画箇所						修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P				
風水害	2	2	3		28	<p>8 その他防災関係機関との連携強化 (2) 市町（消防機関）等は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。</p>	<p>8 その他防災関係機関との連携強化 (2) 市町（消防機関）等は、<u>広域化等により、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備<u>とに努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援隊生の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。</p>	<p>(国新旧P9) 国〔消防庁〕及び地方公共団体は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に<u>努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>
地震	2	2	3		54			

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
編	章	節	款	P				
11	風 水 害	2	2	9	52	<p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 (1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定め、通信機器・手段、医療資機材などの整備を促進するとともに訓練を実施することとする。 (略) 5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1) 県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という。）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。 (2) 県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。 (3) 県は、発災後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。 (4) 県は、災害時の精神保健医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神保健医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。 (略) ○災害支援ナースとは 新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員。</p>	<p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 (1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定め、通信機器・手段、医療資機材などの整備を促進するとともに訓練を実施することとする。 (略) 5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1) 県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という。）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。 (2) 県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。 (3) 県は、<u>令和6年4月の医療法改定に基づき</u>発災後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織<u>せ</u>できる医療機関と医療法に基づく協定を締結し、訓練に参加するなど、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。 (略) ○災害支援ナースとは 新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員。 <u>6 災害支援ナース等の整備</u> <u>(1)県は災害発生に備え災害支援ナースが所属する施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結する。また兵庫県看護協会と協力して災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースのリストを整備する。</u> <u>(2)県は被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等に災害支援ナースの派遣を行うため、兵庫県看護協会との連携体制を整備する。</u></p>	<p>(国新旧P9) 国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>
					80	<p>○災害支援ナースとは 新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員。</p>	<p>○災害支援ナースとは 新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員。</p>	
	地震	2	2	9		<p><災害支援ナースの登録・派遣等のフローチャート></p> <pre> graph TD A[①研究・訓練の受領] --> B[災害支援ナース] A --> C[災害支援施設の派遣依頼] C --> B B --> D[④協定の締結] D --> E[兵庫県] E --> F[③研修済者のリストの提供] F --> G[兵庫県看護協会] G --> H[②災害支援施設の派遣依頼] H --> C E --> I[⑤災害支援施設の派遣依頼] I --> C </pre>		

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)		
編	章	節	款	P					
12	地震	2	2	7	70	<p>(2) 整備計画</p> <p>① 市町は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。</p> <p>ア 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図ることとする。</p> <p>イ 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。</p>	<p>(2) 整備計画</p> <p>① 市町は、消防施設・設備について、<u>同時多発火災大規模地震や津波災害、同時多発火災など多様な災害</u>への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。</p> <p>ア 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図ることとする。</p> <p>イ 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。</p>	<p>(国新旧P10)</p> <p>市町村（都道府県）は、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</p>	
13	風水害	2	2	12	67	<p>② 県は、輸送協定を締結している団体に対して、県警察本部（交通規制課）より災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、団体から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの団体に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。</p>	<p>② 県は、輸送協定を締結している団体に対して、県警察本部（交通規制課）及び<u>県危機管理部（災害対策課）</u>より災害発生時での「<u>緊急通行車両確認証明書</u>」及び「<u>標章</u>」の発行を効率的に受けさせるため、<u>団体から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>また、災害発生時には、これらの団体に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。</p>	<p>(国新旧P10)</p> <p>国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	
14	風水害	3	3	6	1	304	<p>(2) 県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）より災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。</p>	<p>(2) 県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）及び<u>県危機管理部（災害対策課）</u>より災害発生時での「<u>緊急通行車両確認証明書</u>」及び「<u>標章</u>」の発行を効率的に受けさせるため、<u>業者から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>また、災害発生時には、これらの業者に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。</p>	
	地震	3	3	6	1	325	<p>(2) 県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）より災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から同本部に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。</p>		

県計画箇所						修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P				
15	風水害	2	2	11	64	(2) 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	(2) 県・保健所設置市の保健所等は、 <u>新型コロナウイルスインフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u> を含む感染症患者の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 <u>これらのことが円滑に行えるよう新型コロナウイルス等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>	(国新旧P11) 都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所等は、 <u>新型コロナウイルス等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u> 自宅療養者等の被災に備えて、 <u>災害発生前</u> から、防災担当部局（都道府県の保健所等にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 <u>これらのことが円滑に行えるよう新型コロナウイルス等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>
	地震	2	2	11	89			
16	風水害	2	2	11	63	10 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策 (1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。	10 <u>新型コロナウイルス感染症等</u> 感染症に対応した適切な避難対策 (1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。	(国新旧P12) 地方公共団体は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
	地震	2	2	11	88			

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P			
17	風水害	2	2	11	62	④留意事項 ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、 <u>新型コロナウイルス感染症等</u> 感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。	<p>(国新旧P13)</p> <p>市町村(都道府県)は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村(都道府県)は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>
	地震	2	2	11	87	・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	
18	風水害	2	2	19	88	2 集落の孤立に備えた対策の推進 (2) 物資供給、救助活動への備え ① 市町は、高齢者の多い集落などでは、長期間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制についても検討することとする。 ② 市町は、ヘリコプター離着陸適地やホイス可能な箇所(田畑、農・林道等)をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域防災計画で明示しておくこととする。また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておくこととする。 ③ 市町は、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備(フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など)のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努めることとする。 ④ 県は、ヘリコプター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ市町が抽出した集落のおおよその中心位置の緯度・経度による救助ポイント等を共有することとする。	<p>(国新旧P13)</p> <p>地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u></p>
	地震	2	2	19	114	③ 市町は、 <u>救援物資の緊急輸送が可能となるよう</u> 、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備(フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など)のほか、 <u>無人航空機やバイク等</u> 地域の実情に応じた <u>輸送手段機動力</u> の確保に努めることとする。 ④ 県は、ヘリコプター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ市町が抽出した集落のおおよその中心位置の緯度・経度による救助ポイント等を共有することとする。	

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款	P				
19	風水害	3	2	4	2	239	(1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。	(1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。 <u>さらに、県は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、必要に応じて宿泊場所（被災状況等によりホテル・旅館等が確保できない場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎会議室、避難所の空きスペース等も含む）の確保に配慮するものとする。</u>	(国新旧P15) 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u>
	地震	3	2	4	2	263			
20	風水害	2	2	3		26	3 応援・受援体制の整備 (略) なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。	3 応援・受援体制の整備 (略) なお、応援職員の派遣にあたっては、 <u>職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、</u> 派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。	(国新旧P15) 国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合、国〔各 省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。 <u>この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u>
	地震	2	2	3		52			

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款	P				
21	風水害	3	2	4	2	242		(国新旧P16) 国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、 <u>給水支援</u> その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、 <u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u> を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	
	地震	3	2	4	2	267	3 近畿地方整備局 災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・兵庫県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。 (1) 応援の内容 ・被害情報の収集 ・被災地へのアクセス確保 ・災害応急復旧 ・二次災害の防止 ・その他必要と認められる事項 (略) (3) 応援の実施 近畿地方整備局は、兵庫県からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うこととする。	3 近畿地方整備局 災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・兵庫県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。 (1) 応援の内容 ・ <u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u> 被害情報の収集 ・被災地へのアクセス確保・ <u>給水支援</u> ・災害応急復旧 ・二次災害の <u>防止抑制措置</u> ・その他必要と認められる事項 (略) (3) 応援の実施 近畿地方整備局は、兵庫県からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うこととする。 <u>その際、排水ポンプ車、照明車、対策本部車等の使用も検討することとする。</u>	(国新旧P16) 国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、 <u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u> 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
	風水害	3	2	4	2	242		(国新旧P17) 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	
	地震	3	2	4	2	267			

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
22	風水害	3	3	2	3	262	<p>5 救護班(DMATを含む)の派遣等</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>① 兵庫DMAT指定病院 (略)</p> <p>⑧ 他府県による救護班</p> <p>県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班等の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国知事会等を通じて救護班等の派遣を要請することとする。</p> <p>⑨関係機関による救護班</p> <p>県は必要により、災害救護本部に日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)の派遣を要請することとする。</p>	<p>(国新旧P9)</p> <p>国〔厚生労働省〕及び都道府県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>等との連携等に努めるものとする。</p> <p>(国新旧P18)</p> <p>都道府県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>
	地震	3	3	2	3	291		
	大規模	3	3	1	2	110		

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
23	風水害	2	2	12	66	(7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。	(7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、 <u>運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。	(国新旧P20) <u>地方公共団体は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>
	地震	2	2	13	93			
24	風水害	3	3	4	297			(国新旧P2) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や <u>福祉的な支援</u> を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
	地震	3	3	4	317	⑪ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。	⑪ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、 <u>プライバシーに配慮の保護（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）</u> など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。	(国新旧P20) 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、</u> 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u> 必要な措置を講じるよう努めるものとする。

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款				P
25	風水害	3	3	4	297	⑥ 感染症予防対策 イ 県、市町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	⑥ 感染症予防対策 イ 県、市町は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、 <u>新型コロナウイルス感染症等</u> 感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	（国新旧P21） 地方公共団体は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
	地震	3	3	4	318	ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症等感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。		
26	風水害	3	3	4	297	(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者 <u>数に対しても、食料等、一</u> の必要な物資の配布、数等を集約し、必要に応じ <u>物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</u>	（国新旧P21） <u>市町村（都道府県）は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	
	地震	3	3	4	318			
	風水害	3	3	4	297			
	地震	3	3	4	318			
27	風水害	3	3	5	301	4 住宅の応急修理 (1) 市町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。	4 住宅の応急修理 (1) 市町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、 <u>ブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理を実施することとする。	（国新旧P22） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援や <u>ブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
	地震	3	3	5	322			

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
28	風水害	3	3	4		297	<p>⑫ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとする。</p> <p>⑫ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース <u>及び資材</u>の確保に努めることとする。</p>	<p>(国新旧P23) 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 <u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>
	地震	3	3	4		317		
29	風水害	3	3	4		297	<p>③ 仮設トイレの確保 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。</p> <p>③ 仮設トイレの確保 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する <u>こととする。とともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。その仮設トイレの確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。</u></p>	<p>(国新旧P23) 市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p>
	地震	3	3	4		318		
30	風水害	3	3	7	2	312	<p>2 巡回栄養相談の実施 (1) 県及び市町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。</p> <p>2 巡回栄養相談の実施 (1) 県及び市町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、 <u>県栄養士会栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。</p>	<p>(国新旧P9) 国〔厚生労働省〕及び都道府県は、 <u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等</u>に努めるものとする。</p>
	地震	3	3	7	2	333		

31

県計画箇所						修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P				
風 水 害	3	3	7	2	312	<p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）・兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）（略）</p> <p>(3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）が派遣できるよう準備を進める。</p>	<p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等→<u>保健活動</u>の応援派遣に関する調整→<u>兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>→<u>兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）が派遣できるよう準備を進める。</p> <p><u>(4)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、災害支援ナースが医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）に派遣され、看護支援活動を実施できるよう兵庫県看護協会及び協定締結医療機関と協力し準備を進める。</u></p> <p><u>(5)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p><u>(6)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣要請を検討する。</u></p>	<p>（国新旧P24） 被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。</p> <p>（国新旧P24） 被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>の応援派遣を行うものとする。</p> <p>（国新旧P24） 被災都道府県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>（国新旧P9） 国〔厚生労働省〕及び都道府県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携</u>等に努めるものとする。</p>
地 震	3	3	7	2	333	<p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）・兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）（略）</p> <p>(3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）が派遣できるよう準備を進める。</p>	<p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）・兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）（略）</p> <p>(3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）が派遣できるよう準備を進める。</p> <p><u>(4)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、災害支援ナースが医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）に派遣され、看護支援活動を実施できるよう兵庫県看護協会及び協定締結医療機関と協力し準備を進める。</u></p> <p><u>(5)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p><u>(6)災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣要請を検討する。</u></p>	<p>（国新旧P24） 被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。</p> <p>（国新旧P24） 被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>の応援派遣を行うものとする。</p> <p>（国新旧P24） 被災都道府県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>（国新旧P9） 国〔厚生労働省〕及び都道府県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携</u>等に努めるものとする。</p>

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款	P				
32	風水害	2	2	3		26	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>③ 主な内容 (略)</p>	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>③ 主な内容 (略)</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意するとともに、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。</p>	<p>(国新旧P24)</p> <p>被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>
	地震	2	2	3		52	<p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意するとともに、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。</p>		
33	風水害	3	2	4	2	239	<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>③ 職員等の中長期派遣 (略)</p>	<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>③ 職員等の中長期派遣 (略)</p>	<p>(国新旧P24)</p> <p>被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>
	地震	3	2	4	2	263	<p>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。</p>	<p>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</p>	

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
34	風水害	2	2	10		58	(2) 維持管理 道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、 <u>生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。</u>	
	地震	2	2	10		83		
35	風水害	2	5	4	4	149	2 水道施設の保守点検 水道事業者等は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検を行うこととする。 <u>また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。</u>	(国新旧P25) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>
	地震	2	4	7	4	180		
36	風水害	3	3	17	5	371	①復旧の方針の決定 被災箇所の応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。 <u>被災箇所の応急復旧にあつては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する迅速な復旧に努めることとする。</u>	
	地震	3	3	17	5	396		

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
	編	章	節	款	P				
37	風水害	2	2	7	1	41	① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとする。	① 県、市町は、 <u>消防予防消防行政、立入検査等</u> を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとする。 <u>ほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。また、市町においては立ち入り検査等を強化する。</u>	(国新旧P26) 国〔消防庁〕及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、 <u>感震ブレーカー</u> 、非常持出品等の普及に努めるものとする。
38	風水害	2	4	3	6	119	1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域等の指定 県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直しを行うこととする。 また、宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。	1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域等の指定 県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直しを行うこととする。 また、宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。 <u>また盛土による災害防止に向けた総点検さらに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査の結果等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の是正指導行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u>	(国新旧P29) 地方公共団体は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u> さらに、都道府県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
39	大規模	2	2	2		36	6 主要交通施設の被災防止対策等の推進 近畿地方整備局及び県等は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施することとする。	6 主要交通施設の被災防止対策等の推進 近畿地方整備局及び県等は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施することとする。 <u>県等は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を行うこととする。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を実施することとする。</u>	(国新旧P29) 国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、 <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。さらに、国〔国土交通省〕は、応急復旧資機材の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。</u>

40

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P			
風 水 害	1		1	1	(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略) その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局や男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。	(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略) その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局やと庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。	(国計画P22) 地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
					地 震	1	

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
41	風水害	2	4	2	4	110	<p>2 航路標識の整備 海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備に務めることとする。</p> <p>3 臨港道路の整備 <u>港湾管理者は走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</u></p>	
42	地震	2	4	6	2	160	<p>2 その他 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うこととする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には適正な維持管理のため措置を講ずることを命じ、又は勧告を行うこととする。</p> <p>3 その他 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うこととする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には適正な維持管理のため措置を講ずることを命じ、又は勧告を行うこととする。</p>	<p>(国計画P169) 国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p>
43	海上	2	4			29	<p>2 船舶の安全な運航の確保 (略)</p> <p>(4) 近畿総合通信局は、小型船舶の通信手段の普及に努めるとともに、検査体制の充実を図るよう努めることとする。</p> <p>(5) <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</u></p>	<p>(国計画P201) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は報告を受けた事項を政府本部に報告する。</p>

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
44	地震	2	2	11	85	<p>1 避難対策の充実</p> <p>市町は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうること</p>	<p>1 避難対策の充実</p> <p>市町は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうること</p> <p>を考慮するよう努めることとする。</p> <p><u>県、市町は地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(国計画P132)</p> <p>国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</p>
45	風水害	2	2	16	79	<p>第1 趣旨</p> <p>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動<u>における関係機関との役割分担</u>や支援体制の整備について定める。</p>	<p>(国計画P18)</p> <p>都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>
	地震	2	2	17	108			

	県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
46	風水害	2	2	16	79	<p>(2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>① 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築 ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援 ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p>	<p>(2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</p> <p>① 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築 ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援 ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p>また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、<u>災害中間支援組織の育成・強化</u>に努めることとする。</p>	<p>(国計画P18) 都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>
	地震	2	2	17	108	<p>③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。</p>		
47	風水害	2	2	16	79	<p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県・ボランティアプラザと連携している「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」構成団体であるNPOも「災害」中間支援と名乗っていないため修正しない。</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や<u>災害</u>中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	
	地震	2	2	17	108			

県計画箇所						修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
編	章	節	款	P				
48	地震	6	4	3	465	<p>(1) 災害情報の伝達 県、市町は、関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。</p> <p>① 地震に関する情報 ② 津波警報等津波に関する情報 ③ 避難指示に関する情報 ④ 避難所に関する情報 ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報</p>	<p>(1) 災害情報の伝達 県、市町は、関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。</p> <p>① 地震に関する情報 <u>(津波地震や遠地地震を含む)</u> ② 津波警報等津波に関する情報 <u>(火山噴火等による津波を含む)</u> ③ 避難指示に関する情報 ④ 避難所に関する情報 ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報</p>	<p>(国計画P139) 国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>
49	風水害	1		2	7	<p>機関名：陸上自衛隊第3師団(第3特科隊)(第36普通科連隊)</p>	<p>機関名：陸上自衛隊第3師団(<u>第3特科隊中部方面特科連隊</u>)(第36普通科連隊)</p>	<p>R6.3の組織改編を踏まえ「第3特科隊」を「中部方面特科連隊」へ修正</p>
						<p>その他38か所も同様</p>		

県計画箇所					修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)	
編	章	節	款	P				
大規模	3	2	4	2	102	<p>7 活動内容</p> <p>自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行うこととする。</p> <p>(1) 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集</p> <p>(2) 遭難者等の捜索救助 行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）</p> <p>(3) 消火活動 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）</p> <p>(4) 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去</p> <p>(5) 応急医療及び救護 被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）</p> <p>(6) 通信支援 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施</p> <p>(7) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</p> <p>(8) 危険物等の保安及び除去 能力上可能なものについて危険物等の保安措置及び除去</p> <p>(9) その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの</p>	<p>7 活動内容</p> <p>自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行うこととする。</p> <p>(1) 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集</p> <p><u>(2) 避難の援助</u> <u>避難者の誘導、輸送等による避難の援助</u></p> <p><u>(2)(3) 遭難者等の捜索救助</u> 行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）</p> <p><u>(3)(4) 消火活動</u> 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）</p> <p><u>(4)(5) 道路又は水路の啓開</u> 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去</p> <p><u>(5)(6) 応急医療及び救護・救護・防疫</u> 被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）</p> <p><u>(6) 通信支援</u> <u>災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施</u></p> <p>(7) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</p> <p><u>(8) 給食、給水及び入浴支援</u> <u>被災者に対する給食、給水及び入浴支援</u></p> <p><u>(9) 物資の無償貸付又は譲与</u> <u>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</u></p> <p><u>(8)(10) 危険物等の保安及び除去</u> <u>(9)(11) その他</u> その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの</p>	<p>(国計画P68)</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等とする</p>

51

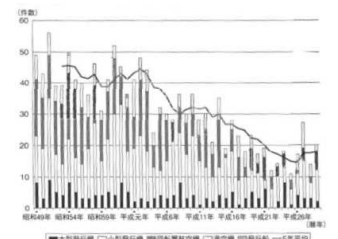
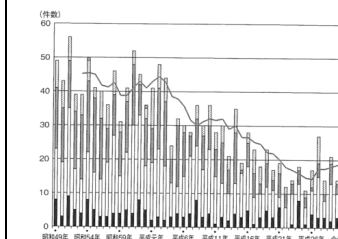
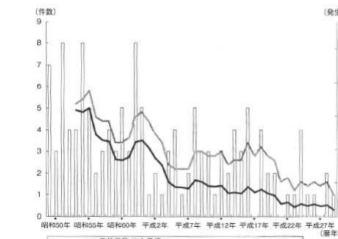
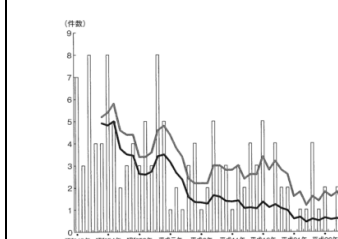
県計画箇所						修正前	修正案	国計画の修正箇所 (修正根拠)
	編	章	節	款	P			
風 水 害	3	2	3	4	211	1 実施機関 (1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。	1 実施機関 (1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、 <u>SAR衛星を含む</u> 人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。	（国新旧P7） ○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、 <u>SAR衛星を含む</u> 人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
						3	2	

資料3-2 兵庫県庁内からの修正

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																	
1	風	2	4	2	3	109	<p>(2) 県（農林水産部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> <tr> <td>(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業</td> <td>淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）	(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）	<p>(2) 県（農林水産部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業</td> <td>淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）	海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）	海岸メンテナンス事業		(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）	実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課
事業名	事業内容																									
(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）																									
(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）																									
事業名	事業内容																									
(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）																									
海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）																									
海岸メンテナンス事業																										
(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）																									
2	風	2	4	2	5	111	<p>1 県（農林水産部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業</td> <td>(1地区) (7地区) (2地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	31	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (7地区) (2地区)	<p>1 県（農林水産部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34 6</td> <td>水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業</td> <td>(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	34 6	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)	実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課				
年度	事業名	事業内容																								
31	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (7地区) (2地区)																								
年度	事業名	事業内容																								
34 6	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)																								
3	地震	2	4	5	155	<p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（土木部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> <tr> <td>(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業</td> <td>淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）	(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）	<p>(1) 事業計画</p> <p>① 県（土木部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）	海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）	海岸メンテナンス事業		実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課			
事業名	事業内容																									
(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸、家島漁港海岸（排水機場他）																									
(農地整備課所管分) 海岸保全施設整備事業	淡路海岸（防潮堤）、西淡海岸（浸食対策）																									
事業名	事業内容																									
(水産漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、室津漁港海岸（護岸）																									
海岸堤防老朽化対策緊急事業	妻鹿漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤）																									
海岸メンテナンス事業																										
4	地震	2	4	6	3	161	<p>1 県（農林水産部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業</td> <td>(1地区) (7地区) (2地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	4	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (7地区) (2地区)	<p>1 県（農林水産部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 6</td> <td>水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業</td> <td>(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	4 6	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)	実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課				
年度	事業名	事業内容																								
4	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (7地区) (2地区)																								
年度	事業名	事業内容																								
4 6	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業	(1地区) (4+2地区) (7+9地区) (2+3地区)																								

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課	
5	風 水 害	2	4	3	8	122	1 地盤沈下の現況 ① 大阪平野地域 (略) 最近では年間沈下量が平均で1cm以下となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。	1 地盤沈下の現況 ① 大阪平野地域 (略) 最近では年間沈下量が平均で1cm以下程度となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。	兵庫県大阪平野地盤環境情報令和4年度に合わせた修正 参考：1.概要 https://www.env.go.jp/water/jiban/directory/28oosaka.html	環境部 水大気課
6	風 水 害	2	4	3	8	122	1 地盤沈下の現況 ① 大阪平野地域 (略) また、年間揚水量は水道用が主で約1,000万㎡となっている。	1 地盤沈下の現況 ① 大阪平野地域 (略) また、年間揚水量は水道用が主で約 1,000 1,190万㎡となっている。	兵庫県大阪平野地盤環境情報令和4年度に合わせた修正 参考：シート6 https://www.env.go.jp/content/000168307.xlsx	環境部 水大気課
7	風 水 害	2	4	3	8	122	1 地盤沈下の現況 ② 播磨平野地域 (略) 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約4,600万㎡となっている。	1 地盤沈下の現況 ② 播磨平野地域 (略) 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 4,600 4,170万㎡となっている。	兵庫県播磨平野（姫路平野）地盤環境情報令和4年度に合わせた修正 参考：シート6 https://www.env.go.jp/content/000167512.xlsx	環境部 水大気課
8	風 水 害	2	4	3	8	122	1 地盤沈下の現況 ③ その他の地域 (略) 豊岡市の測量点において、年間1cm前後観測されている。なお、地下水の主な用途は、水道と消融雪用水である。	1 地盤沈下の現況 ③ その他の地域 (略) 豊岡市の測量点において、 年間1cm前後観測されている。 近年の最大年間沈下量は6mm以下となっている。なお、地下水の主な用途は、水道と消融雪用水であり、降雪時には消融雪用水としても使用される。	兵庫県豊岡盆地地盤環境情報令和4年度に合わせた修正 参考：1.概要 2.地下水採取の状況 https://www.env.go.jp/water/jiban/directory/toyooka.html	環境部 水大気課
9	風 水 害	2	4	3	8	122	1 地盤沈下の現況 ③ その他の地域 (略) 淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約230万㎡、300万㎡となっている。	1 地盤沈下の現況 ③ その他の地域 (略) 淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約 230 320万㎡、 300 290万㎡となっている。	兵庫県淡路島南部地盤環境情報令和4年度・兵庫県豊岡盆地地盤環境情報令和4年度に合わせた修正 参考：各シート6 https://www.env.go.jp/content/000168190.xlsx https://www.env.go.jp/content/000167442.xlsx	環境部 水大気課

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																																		
10	風水害	4	1	403	403	第2 内容 1 災害復旧事業の種類 (1) 公共土木施設災害復旧事業 ① 河川災害復旧事業 ② 海岸災害復旧事業 ③ 砂防設備災害復旧事業 ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業 ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ⑦ 道路災害復旧事業 ⑧ 港湾災害復旧事業 ⑨ 漁港災害復旧事業 ⑩ 下水道災害復旧事業 ⑪ 公園災害復旧事業 (略) (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業	第2 内容 1 災害復旧事業の種類 (1) 公共土木施設災害復旧事業 ① 河川災害復旧事業 ② 海岸災害復旧事業 ③ 砂防設備災害復旧事業 ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業 ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ⑦ 道路災害復旧事業 ⑧ 港湾災害復旧事業 ⑨ 漁港災害復旧事業 <u>⑩ 水道災害復旧事業</u> <u>⑪ 下水道災害復旧事業</u> <u>⑫ 公園災害復旧事業</u> (略) (4) <u>上水道施設</u> 、廃棄物処理施設災害復旧事業	R6.4公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条の改正にあわせて修正 水道が厚労省→国交省にかわったため 参考：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000097_20240401_505AC0000000036	土木部 技術企画課																																		
						地震	4	1	417	417	⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ⑦ 道路災害復旧事業 ⑧ 港湾災害復旧事業 ⑨ 漁港災害復旧事業 ⑩ 下水道災害復旧事業 ⑪ 公園災害復旧事業 (略) (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業	⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ⑦ 道路災害復旧事業 ⑧ 港湾災害復旧事業 ⑨ 漁港災害復旧事業 <u>⑩ 水道災害復旧事業</u> <u>⑪ 下水道災害復旧事業</u> <u>⑫ 公園災害復旧事業</u> (略) (4) <u>上水道施設</u> 、廃棄物処理施設災害復旧事業																															
11	風水害	2	3	1	93	[CGハザードマップの内容] http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	[CGハザードマップの内容] https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	URLの修正	土木部 技術企画課																																		
	地震	2	3	1	120																																						
12	風水害	3	2	3	4	220	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>公共土木施設等の被害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 		道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 		鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 		鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>公共土木施設等の被害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>空港の開閉(運用)状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 		道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 		道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 		鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 		空港の開閉(運用)状況	<ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 	大規模な風水害が発生したときの、空港活用の可否を迅速に把握するため明示	土木部 空港政策課
	部	調査事項	調査(報告)系統																																								
土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 																																									
	道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 																																									
	鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 																																									
	鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 																																									
部	調査事項	調査(報告)系統																																									
土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 																																									
	道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 																																									
	道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 																																									
	鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 																																									
	空港の開閉(運用)状況	<ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 																																									
地震	3	2	3	2	244	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木部</td> <td>公共土木施設等の被害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の不通行状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>空港の開閉(運用)状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 		道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 		道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 		鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 		空港の開閉(運用)状況	<ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 	大規模な地震が発生したときの、空港活用の可否を迅速に把握するため明示	土木部 空港政策課																	
部	調査事項	調査(報告)系統																																									
土木部	公共土木施設等の被害	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備課(河川・ダム) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) 道路保全課(道路) 道路保線課(道路) 																																									
	道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 																																									
	道路の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株) 																																									
	鉄道の不通行状況	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 																																									
	空港の開閉(運用)状況	<ul style="list-style-type: none"> 関西エアポート(株) 関西エアポート神戸(株) 但馬空港ターミナルビル 倉→リポート管理事務所 																																									

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
13	大規模	1	3	1	8	2 空港の整備状況 (1) 大阪国際空港 ②空港の利用状況 26路線 185便/日 (令和3年夏ダイヤ)	2 空港の整備状況 (1) 大阪国際空港 ②空港の利用状況 <u>26</u> 27路線 185便/日 (<u>通常期令和3年夏ダイヤ</u>)	時点更新 資料は別添	土木部 空港政策課
14	大規模	1	3	1	9	(3) 神戸空港 ②空港の利用状況 12都市、38往復/日 (令和3年夏ダイヤ)	(3) 神戸空港 ②空港の利用状況 12都市、 <u>38</u> 40往復/日 (<u>通常期令和3年夏ダイヤ</u>)	時点更新 資料は別添	土木部 空港政策課
15	大規模	1	3	1	11	4(2)わが国における民間航空事故の推移  (注) (1) わが国の領域で発生した事故(外国機に係る事故を含む。)及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。 (2) 平成10年以前は機内死亡を含む。 (3) 小型飛行機には総重量動力機を含む。 (4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。 出典：数字で見る航空2018	4(2)わが国における民間航空事故の推移  (注) (1) わが国の領域で発生した事故(外国機に係る事故を含む。)及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。 (2) 平成10年以前は機内死亡を含む。 (3) 小型飛行機には総重量動力機を含む。 (4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。 出典：数字で見る航空20 <u>18</u> 22	時点更新	土木部 空港政策課
16	大規模	1	3	1	12	4(3) 我が国の航空会社による事故件数及び発生率の推移  (注) (1) 本邦航空運送事業者による大型飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。 (2) 平成10年以前は機内死亡を含む。 出典：数字で見る航空2018	4(3) <u>わが</u> 国の航空会社による事故件数及び発生率の推移  (注) (1) 本邦航空運送事業者による大型飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。 (2) 平成10年以前は機内死亡を含む。 出典：数字で見る航空20 <u>18</u> 22	文言修正、図は別添に時点更新	土木部 空港政策課

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																																										
17	大規模	1	3	1	12	<p>5 (1) 空港内における事故例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害名</th> <th>発生日月日</th> <th>機種</th> <th>場所</th> <th>人的被害</th> <th>事故の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガルーダインドネシア航空機失事事故</td> <td>1996.06.13</td> <td>ダグラスDC-10-30</td> <td>福岡空港</td> <td>死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中</td> <td>事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、</td> </tr> <tr> <td>中華航空機墜落事故</td> <td>1994.04.26</td> <td>エアバス・インダストリーA300-B4-622R</td> <td>名古屋空港</td> <td>死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中</td> <td>事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、</td> </tr> </tbody> </table>	災害名	発生日月日	機種	場所	人的被害	事故の概要	ガルーダインドネシア航空機失事事故	1996.06.13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、	中華航空機墜落事故	1994.04.26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、	<p>5 (1) 空港内における事故例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害名</th> <th>発生日月日</th> <th>機種</th> <th>場所</th> <th>人的被害</th> <th>事故の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽田空港航空機衝突事故</td> <td>2024.01.02</td> <td>日本航空機:エアバスA350-900 海上保安庁機:ボンバディアエアCRJ900-300</td> <td>東京国際空港 (羽田)</td> <td>日本航空機: 負傷者等15名 海上保安庁機: 死者5名 負傷者1名</td> <td>日本の東京都大田区の東京国際空港(羽田空港)に着陸した日本航空(JAL)516便と、離陸のための滑走帯滑走路上に侵入していた海上保安庁(海保)の航空機が滑走路上で衝突したものの、</td> </tr> <tr> <td>ガルーダインドネシア航空機失事事故</td> <td>1996.06.13</td> <td>ダグラスDC-10-30</td> <td>福岡空港</td> <td>死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中</td> <td>事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、</td> </tr> <tr> <td>中華航空機墜落事故</td> <td>1994.04.26</td> <td>エアバス・インダストリーA300-B4-622R</td> <td>名古屋空港</td> <td>死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中</td> <td>事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、</td> </tr> </tbody> </table>	災害名	発生日月日	機種	場所	人的被害	事故の概要	羽田空港航空機衝突事故	2024.01.02	日本航空機:エアバスA350-900 海上保安庁機:ボンバディアエアCRJ900-300	東京国際空港 (羽田)	日本航空機: 負傷者等15名 海上保安庁機: 死者5名 負傷者1名	日本の東京都大田区の東京国際空港(羽田空港)に着陸した日本航空(JAL)516便と、離陸のための滑走帯滑走路上に侵入していた海上保安庁(海保)の航空機が滑走路上で衝突したものの、	ガルーダインドネシア航空機失事事故	1996.06.13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、	中華航空機墜落事故	1994.04.26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、	2024年1月2日に発生した、羽田空港航空機衝突事故に関する記載を追加	土木部 空港政策課
災害名	発生日月日	機種	場所	人的被害	事故の概要																																														
ガルーダインドネシア航空機失事事故	1996.06.13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、																																														
中華航空機墜落事故	1994.04.26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、																																														
災害名	発生日月日	機種	場所	人的被害	事故の概要																																														
羽田空港航空機衝突事故	2024.01.02	日本航空機:エアバスA350-900 海上保安庁機:ボンバディアエアCRJ900-300	東京国際空港 (羽田)	日本航空機: 負傷者等15名 海上保安庁機: 死者5名 負傷者1名	日本の東京都大田区の東京国際空港(羽田空港)に着陸した日本航空(JAL)516便と、離陸のための滑走帯滑走路上に侵入していた海上保安庁(海保)の航空機が滑走路上で衝突したものの、																																														
ガルーダインドネシア航空機失事事故	1996.06.13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客 275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた果道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを衝突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの、																																														
中華航空機墜落事故	1994.04.26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客 271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの、																																														
18	大規模	3	2	1	72	<p>4 連絡先の 兵庫県：阪神北県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合） 危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）</p>	<p>4 連絡先の 兵庫県：阪神北県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合） 危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合） <u>土木部空港政策課</u></p>	空港緊急連絡協議会構成課である空港政策課を追加	土木部 空港政策課																																										
19	大規模	3	2	1	74	<p>③[図] ANA,SKY,ADO,SNA</p>	<p>③[図] ANA,SKY,ADO,SNA,<u>FDA</u></p>	エアライン名の更新（追加）	土木部 空港政策課																																										
20	大規模	3	2	1	74	<p>③ 系統図の 兵庫県（危機管理部）</p>	<p>③ 系統図の 兵庫県（危機管理部等）</p>	空港緊急連絡協議会構成課である空港政策課を追加	土木部 空港政策課																																										
21	大規模	3	2	1	75	<p>③2[連絡先] 兵庫県危機管理部：災害対策課</p>	<p>③2[連絡先] 兵庫県危機管理部：災害対策課 <u>兵庫県土木部：空港政策課</u></p>	空港緊急連絡協議会構成課である空港政策課を追加	土木部 空港政策課																																										

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
22	大規模	3	2	1	75	(2)2 [図] 兵庫県 (危機管理部)	(2)2 [図] 兵庫県 (危機管理部等)	空港緊急連絡協議会構成課である空港政策課を追加	土木部 空港政策課
23	大規模	3	2	1	75	(2)2 [連絡先] 兵庫県危機管理部：災害対策課	(2)2 [連絡先] 兵庫県危機管理部：災害対策課 <u>兵庫県土木部：空港政策課</u>	空港緊急連絡協議会構成課である空港政策課を追加	土木部 空港政策課
24	風水害	2	6	1	159	3 県 雨量計194箇所、風向・風速計13箇所（漁港含む）、検潮器15箇所（漁港含む）、水位局157箇所などを整備し、観測を行っている。	3 県 雨量計 194 <u>193</u> 箇所、風向・風速計13箇所（漁港含む）、検潮器15箇所（漁港含む）、水位局157箇所などを整備し、観測を行っている。	洲本の論鶴羽（ゆづるは）雨量局を近隣の論鶴羽ダム雨量局に集約したため	土木部 河川整備課
25	地震	2	5	1	191	2 県内の潮位の観測施設 気象庁、県は、津波の高さ等を観測するため、県内17箇所の検潮所を設置している。	2 県内の潮位の観測施設 気象庁、県は、津波の高さ等を観測するため、県内 17 <u>18</u> 箇所の検潮所を設置している。	香美町に柴山検潮所設置したことによる修正	土木部 港湾課
26	風水害	2	6	1	159	3 県 雨量計194箇所、風向・風速計13箇所（漁港含む）、検潮器15箇所（漁港含む）、水位局157箇所などを整備し、観測を行っている。	3 県 雨量計194箇所、風向・風速計13箇所（漁港含む）、検潮器 15 <u>16</u> 箇所（漁港含む）、水位局157箇所などを整備し、観測を行っている	香美町に柴山検潮所設置したことによる修正	土木部 港湾課

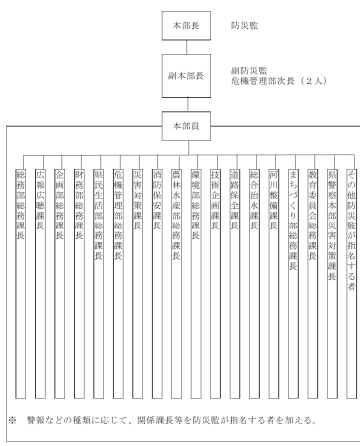
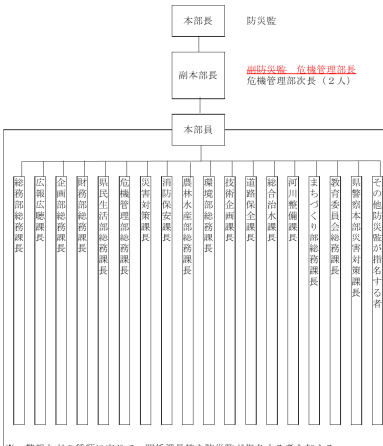
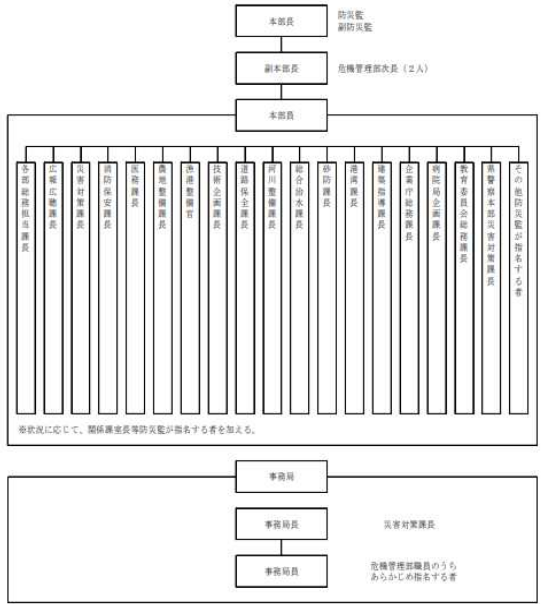
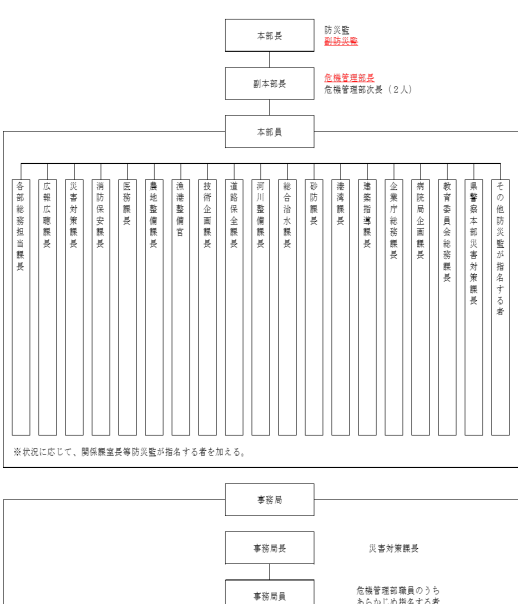
編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																				
27	地震	2	4	5	155	(1) 事業計画 ① 県（土木部）所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>阿万港海岸（防波堤・自動化）他 計2海岸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸	海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（防波堤・自動化）他 計2海岸	(1) 事業計画 ① 県（土木部）所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他	海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他	完了箇所を削除 他事業に合わせて海岸数を削除 ※福良港、淡路についても計画修正時期に事業終了していたら削除予定	土木部 港湾課					
事業名	事業内容																											
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸																											
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸																											
津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（防波堤・自動化）他 計2海岸																											
事業名	事業内容																											
高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他																											
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他																											
28	風水害	2	4	2	3	109	1 事業計画 (1) 県（土木部）所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜） 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>阿万港海岸（防波堤新設・自動化）他 計2海岸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸	侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜） 計2海岸	海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、 淡路海岸（排水機場更新） 、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（防波堤新設・自動化）他 計2海岸	1 事業計画 (1) 県（土木部）所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜）</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他	侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜）	海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他	完了箇所を削除 他事業に合わせて海岸数を削除 ※福良港についても計画修正時期に事業終了していたら削除予定	土木部 港湾課
事業名	事業内容																											
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤、防潮堤）、尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他 計5海岸																											
侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜） 計2海岸																											
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、 淡路海岸（排水機場更新） 、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他 計8海岸																											
津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸（防波堤新設・自動化）他 計2海岸																											
事業名	事業内容																											
高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他																											
侵食対策事業	鳥飼海岸（人工リーフ）、内田海岸（養魚浜）																											
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強）他																											
29	地震	2	4	6	2	160	(1) 耐震強化岸壁等の整備 県（土木部）所管事業分整備済施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)	(1) 耐震強化岸壁等の整備 県（土木部）所管事業分整備済施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区 地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)	誤植の判明	土木部 港湾課										
事業名	事業内容																											
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)																											
事業名	事業内容																											
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志保地区 地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=85m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)																											

編 章 節 款 P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	大規模 1 3 3 21	〇兵庫県内道路種別現況（平成29年4月1日現在） 〇兵庫県内道路種別現況（平成29年4月1日現在、延長：km（高速自動車国道：令和4年4月1日現在）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>収良率</th> <th>収良率</th> <th>継続延長</th> <th>継続率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">高速国道</td> <td>西日本高速道路㈱</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>新名神高速</td> <td>21.0</td> <td>21.0</td> <td>100%</td> <td>21.0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>103.5</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狹道</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨道</td> <td>9.4</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>331.9</td> <td>331.9</td> <td>100%</td> <td>331.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>474.4</td> <td>474.4</td> <td>100%</td> <td>474.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸臨海自動車道</td> <td>592.9</td> <td>592.9</td> <td>100%</td> <td>592.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>974.9</td> <td>974.9</td> <td>86.7%</td> <td>899.7</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>指定区間外</td> <td>37.5</td> <td>34.9</td> <td>93.1%</td> <td>37.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,496.3</td> <td>1,454.9</td> <td>97.3%</td> <td>1,490.1</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td>主要</td> <td>1,577.9</td> <td>1,491.7</td> <td>94.6%</td> <td>1,599.2</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>294.4</td> <td>294.0</td> <td>99.5%</td> <td>293.9</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,403.0</td> <td>1,714.7</td> <td>71.3%</td> <td>2,109.0</td> <td>81.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>93.2</td> <td>74.7</td> <td>73.7%</td> <td>88.4</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,421.0</td> <td>3,699.3</td> <td>80.7%</td> <td>4,134.0</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市町道</td> <td>主要市道</td> <td>42.0</td> <td>42.0</td> <td>100%</td> <td>42.0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>5,549.7</td> <td>3,924.7</td> <td>58.9%</td> <td>4,034.7</td> <td>72.7%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>9.1</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸トンネル</td> <td>8.5</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の40市町道</td> <td>24,932.5</td> <td>15,082.5</td> <td>60.4%</td> <td>21,855.6</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,543.0</td> <td>18,399.0</td> <td>60.2%</td> <td>25,734.6</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>39,739.4</td> <td>33,734.3</td> <td>84.5%</td> <td>33,700.6</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table> 出典：「平成30年度県土整備部概要（資料編）」	法区分	管理 者 等	実延長	収良率	収良率	継続延長	継続率	高速国道	西日本高速道路㈱	11.2	11.2	100%	11.2	100%	新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%	国土交通省	117.9	117.9	100%	117.9	100%	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	舞鶴若狹道	24.3	24.3	100%	24.3	100%	播磨道	9.4	9.4	100%	9.4	100%	計	331.9	331.9	100%	331.9	100%	一般国道	国土交通省直轄	474.4	474.4	100%	474.4	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%	神戸臨海自動車道	592.9	592.9	100%	592.9	100%	小計	974.9	974.9	86.7%	899.7	89.4%	指定区間外	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%	計	1,496.3	1,454.9	97.3%	1,490.1	99.7%	県道	主要	1,577.9	1,491.7	94.6%	1,599.2	98.9%	神戸市	294.4	294.0	99.5%	293.9	97.3%	一般	2,403.0	1,714.7	71.3%	2,109.0	81.4%	神戸市	93.2	74.7	73.7%	88.4	91.1%	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%	計	4,421.0	3,699.3	80.7%	4,134.0	94.6%	市町道	主要市道	42.0	42.0	100%	42.0	100%	他の神戸市道	5,549.7	3,924.7	58.9%	4,034.7	72.7%	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%	神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,082.5	60.4%	21,855.6	88.9%	計	30,543.0	18,399.0	60.2%	25,734.6	84.3%	総計	39,739.4	33,734.3	84.5%	33,700.6	88.3%	〇兵庫県内道路種別現況（令和4年4月1日現在） 〇兵庫県内道路種別現況（令和4年4月1日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>収良率</th> <th>収良率</th> <th>継続延長</th> <th>継続率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">高速国道</td> <td>西日本高速道路㈱</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>新名神高速</td> <td>21.0</td> <td>21.0</td> <td>100%</td> <td>21.0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>103.5</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狹道</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨道</td> <td>9.4</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>331.9</td> <td>331.9</td> <td>100%</td> <td>331.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>493.2</td> <td>493.2</td> <td>100%</td> <td>493.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸臨海自動車道</td> <td>593.9</td> <td>593.9</td> <td>100%</td> <td>593.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>975.6</td> <td>945.1</td> <td>96.4%</td> <td>979.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>指定区間外</td> <td>37.5</td> <td>34.9</td> <td>93.1%</td> <td>37.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,499.3</td> <td>1,458.9</td> <td>97.4%</td> <td>1,490.2</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td>主要</td> <td>1,551.6</td> <td>1,445.9</td> <td>93.2%</td> <td>1,534.5</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>243.8</td> <td>214.3</td> <td>87.9%</td> <td>237.3</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2,410.2</td> <td>1,733.1</td> <td>71.9%</td> <td>2,299.0</td> <td>81.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>94.3</td> <td>78.6</td> <td>80.6%</td> <td>88.5</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,414.8</td> <td>3,699.3</td> <td>80.7%</td> <td>4,177.7</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市町道</td> <td>主要市道</td> <td>42.0</td> <td>42.0</td> <td>100%</td> <td>42.0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>5,549.7</td> <td>3,395.1</td> <td>58.9%</td> <td>4,119.3</td> <td>72.7%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>9.1</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸トンネル</td> <td>8.5</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の40市町道</td> <td>24,932.5</td> <td>15,082.5</td> <td>60.4%</td> <td>21,855.6</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,559.0</td> <td>18,430.0</td> <td>60.2%</td> <td>25,790.9</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>34,977.7</td> <td>21,899.7</td> <td>64.5%</td> <td>29,997.9</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table> 出典：「平成30年度令和5年度県土整備部概要（資料編）」	法区分	管理 者 等	実延長	収良率	収良率	継続延長	継続率	高速国道	西日本高速道路㈱	11.2	11.2	100%	11.2	100%	新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%	国土交通省	117.9	117.9	100%	117.9	100%	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	舞鶴若狹道	24.3	24.3	100%	24.3	100%	播磨道	9.4	9.4	100%	9.4	100%	計	331.9	331.9	100%	331.9	100%	一般国道	国土交通省直轄	493.2	493.2	100%	493.2	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%	神戸臨海自動車道	593.9	593.9	100%	593.9	100%	小計	975.6	945.1	96.4%	979.5	100%	指定区間外	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%	計	1,499.3	1,458.9	97.4%	1,490.2	99.7%	県道	主要	1,551.6	1,445.9	93.2%	1,534.5	98.9%	神戸市	243.8	214.3	87.9%	237.3	97.3%	一般	2,410.2	1,733.1	71.9%	2,299.0	81.4%	神戸市	94.3	78.6	80.6%	88.5	91.1%	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%	計	4,414.8	3,699.3	80.7%	4,177.7	94.6%	市町道	主要市道	42.0	42.0	100%	42.0	100%	他の神戸市道	5,549.7	3,395.1	58.9%	4,119.3	72.7%	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%	神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,082.5	60.4%	21,855.6	88.9%	計	30,559.0	18,430.0	60.2%	25,790.9	84.3%	総計	34,977.7	21,899.7	64.5%	29,997.9	88.3%	出典：「令和5年度県土整備部概要（資料編）」	土木部 道路保全課
法区分	管理 者 等	実延長	収良率	収良率	継続延長	継続率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
高速国道	西日本高速道路㈱	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	国土交通省	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	舞鶴若狹道	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	播磨道	9.4	9.4	100%	9.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	331.9	331.9	100%	331.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般国道	国土交通省直轄	474.4	474.4	100%	474.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第二神明北線		5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本四道路		78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神戸臨海自動車道		592.9	592.9	100%	592.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
小計		974.9	974.9	86.7%	899.7	89.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
指定区間外		37.5	34.9	93.1%	37.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計		1,496.3	1,454.9	97.3%	1,490.1	99.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
県道		主要	1,577.9	1,491.7	94.6%	1,599.2	98.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		神戸市	294.4	294.0	99.5%	293.9	97.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	一般	2,403.0	1,714.7	71.3%	2,109.0	81.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	神戸市	93.2	74.7	73.7%	88.4	91.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	4,421.0	3,699.3	80.7%	4,134.0	94.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市町道	主要市道	42.0	42.0	100%	42.0	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	他の神戸市道	5,549.7	3,924.7	58.9%	4,034.7	72.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,082.5	60.4%	21,855.6	88.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	30,543.0	18,399.0	60.2%	25,734.6	84.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	総計	39,739.4	33,734.3	84.5%	33,700.6	88.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	法区分	管理 者 等	実延長	収良率	収良率	継続延長	継続率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
高速国道	西日本高速道路㈱	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	国土交通省	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	舞鶴若狹道	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	播磨道	9.4	9.4	100%	9.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	331.9	331.9	100%	331.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般国道	国土交通省直轄	493.2	493.2	100%	493.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第二神明北線		5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
本四道路		78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神戸臨海自動車道		593.9	593.9	100%	593.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
小計		975.6	945.1	96.4%	979.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
指定区間外		37.5	34.9	93.1%	37.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計		1,499.3	1,458.9	97.4%	1,490.2	99.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
県道		主要	1,551.6	1,445.9	93.2%	1,534.5	98.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		神戸市	243.8	214.3	87.9%	237.3	97.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	一般	2,410.2	1,733.1	71.9%	2,299.0	81.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	神戸市	94.3	78.6	80.6%	88.5	91.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	4,414.8	3,699.3	80.7%	4,177.7	94.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市町道	主要市道	42.0	42.0	100%	42.0	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	他の神戸市道	5,549.7	3,395.1	58.9%	4,119.3	72.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,082.5	60.4%	21,855.6	88.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	30,559.0	18,430.0	60.2%	25,790.9	84.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	総計	34,977.7	21,899.7	64.5%	29,997.9	88.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	31	風水害 2 2 6 35	1 広域防災拠点の整備（略） なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。	[左記の修正案については、災害対策課と調整済み] ・能登半島地震を受け、国においても道の駅の重要性が再認識されており、道の駅の防災機能強化に向けた機運が高まっているため。 ・中播磨東部地域の防災機能確保に向け、道の駅の整備を後押しし、早期の機能強化を図るため。 ・R5年度の県投資事業審査会で、道の駅姫路整備事業が「新規着手妥当」と判断され、県としても今年度から事業に着手しているため。 ・姫路市としても、市地域防災計画に道の駅を位置づけるとともに、「道の駅整備室」を設置するなど、防災拠点整備に向けた着実な事業推進環境を整えているため。 ・本格的な工事実施に向け、国から防災機能強化の支援が得られる「防災道の駅」に、早期に選定される必要があるため。 ・地震災害対策計画の同様の記載部分も修正	土木部 道路保全課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地震	2 2 6 61	1 広域防災拠点の整備（略） なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。	1 広域防災拠点の整備（略） なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。また、「（仮称）道の駅姫路」に関して、広域防災拠点の位置付けを目指し、国や市町の協力も得ながら検討を進める。	土木部 道路保全課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課	
32	風水害	2	4	3	7	121	3 危険住宅の除却又は移転 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 補助限度額 1,333千円	3 危険住宅の除却又は移転 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 補助限度額 1,333千円 ①㎡単価により算出した除却工事費 ②その他除却等に要する費用 (975千円/戸)	R6当初予算に係る修正	まちづくり部 建築指導課
	地震	2	4	4	6	153				
33	地震	2	4	3		140	3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ②ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア 住宅耐震化補助 (イ) 耐震改修工事費補助 [補助金額]①戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額: 100万円/戸)	3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ②ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア 住宅耐震化補助 (イ) 耐震改修工事費補助 [補助金額]①戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額: 100万円/戸、 多雪区域 120万円/戸)	R6当初予算に係る修正	まちづくり部 建築指導課
	地震	2	2	9		79	(4) 県は、災害時の西神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神保健医療を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。	(4) 県は、災害時の 精神西神 精神西神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神保健医療を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。	誤字修正	

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課	
35	風 水 害	3	2	3	4	225			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、490mlの保存飲料水を提供しているため文言修正 ・水道復旧工事に関する人材派遣は日本水道協会が管轄しているため企業庁の調査事項から外します。 ・国の水道事業所管が国土交通省に変わり、連絡先が近畿地方整備局のため修正 ・下線削除 ・保健医療部に修正 ・復旧工事の際は、被災ブロック代表団体から日本水道協会へ連絡するため破線追加 ・兵庫県水道災害相互応援協定より、応急給水・復旧工事の他府県に対しての連絡は日本水道協会を通して行われるため、矢印の削除、追加を行う。 ・給水車派遣要請の連絡先名称を隣接ブロック代表団体に統一 	企業庁 水道課
									地震	3
36	風 水 害	3	3	17	4	368	第2(1)③広域的支援の要請・調整 応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、水道事業者の相互応援の状況を踏まえつつ、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき県内市町や厚生労働省、防衛省、他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。	第2(1)③広域的支援の要請・調整 応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、水道事業者の相互応援の状況を踏まえつつ、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき県内市町や 厚生労働省、防衛省、国土交通省近畿地方整備局、 他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。	水道事業所管が国土交通省に変わったことによる修正。 地震災害対策計画の同様の記載部分も修正	企業庁 水道課
									地震	3
37	風 水 害	3	2	1		177	②伝達方法 ア 災害対策本部 	②伝達方法 ア 災害対策本部 	組織改編等を踏まえた修正	災害対策課

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課				
38	風水害	3	2	1	177	イ 災害対策地方本部 	イ 災害対策地方本部 	組織改編等を踏まえた修正	災害対策課				
					211	地震	3			2	1	211	地震
39	風水害	3	2	1	182	別図 第1 災害対策本部組織図 	別図 第1 災害対策本部組織図 	組織改編等を踏まえた修正	災害対策課				
					216	地震	3			2	1	216	地震
					63	海上	3			2	4	63	海上

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
40	風水害	3	2	1	184	別図 第3 警戒本部組織図 	別図 第3 警戒本部組織図 		
					218		組織改編等を踏まえた修正	災害対策課	
					65				
41	地震	3	2	1	219	② 津波災害の警戒に当たるとに設置する場合 	② 津波災害の警戒に当たるとに設置する場合 		
						組織改編等を踏まえた修正	災害対策課		

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
42	大規模	3	2	2	88	<p>① 災害対策本部が設置されたとき</p>	<p>① 災害対策本部が設置されたとき</p>	組織改編等を踏まえた修正	災害対策課
43	大規模	3	2	2	88	<p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p>	<p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p>	組織改編等を踏まえた修正	災害対策課
44	風水害	3	3	18	375	<p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県災害対策教育部本部の組織</p> <p>(3) 班</p> <p>総務班、教育企画班、財務班、教職員企画班、教職員人事班、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、スポーツ振興班、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県災害対策教育部本部の組織</p> <p>(3) 班</p> <p>総務班、教育企画班、財務班、教職員企画班、教職員人事班、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、スポーツ振興班、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班</p>	令和5年4月1日をもって、教育委員会事務局から県民生活部へ組織改正があったため	教育委員会 体育保健課
	地震	3	3	18	400				

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
45	風 水 害	3	3	18	376	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 	教育研修所、特別支援教育センターを、総合教育センターに統合したため。	教育委員会 教育企画課
						地震	3		
風 水 害	3	3	18	376	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 	令和6年4月1日をもって、教育委員会事務局から県民生活部へ組織改正があったため	教育委員会 体育保健課	
地震	3	3	18	401	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 	第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡 			令和6年4月1日をもって、教育委員会事務局から県民生活部へ組織改正があったため

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																																
47	風 水 害	3	3	4	296	⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 (→「要配慮者支援対策の実施」の項を参照) 〔女性のニーズ例〕	⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。 (→「要配慮者支援対策の実施」の項を参照) 〔女性のニーズ例〕 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等 〔性的マイノリティのニーズ例〕 性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等	○県パートナーシップ制度の運用開始(R6.4)を受け、多様な性への配慮が必要であるため	人権推進室																																
						女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等	性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等																																		
48	風 水 害 地 震	1	1	1	1	(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進(略) また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。	(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進(略) また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や性的マイノリティ、子育て家庭のニーズに配慮することとする。																																		
49	風 水 害 地 震	2	2	7	1	41 1(1) 常備消防 令和3年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○常備消防設置状況 (令和3年4月1日現在)	41 1(1) 常備消防 令和 3 6年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○常備消防設置状況 (令和 3 6年4月1日現在)	調査時点の更新	消防保安課																																
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>5,285</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>874</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>6,159</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法			消防本部の数	市町の数	消防職員数	単独	19	18市1町	5,285	一部事務組合	5	11市5町	874	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	6,159	<table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独</td> <td>19</td> <td>18市1町</td> <td>5,323</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市5町</td> <td>889</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>6,212</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単独	19	18市1町	5,323	一部事務組合	5	11市5町	889
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																						
単独	19	18市1町	5,285																																						
一部事務組合	5	11市5町	874																																						
事務委託	—	6町	—																																						
計	24	29市12町	6,159																																						
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																						
単独	19	18市1町	5,323																																						
一部事務組合	5	11市5町	889																																						
事務委託	—	6町	—																																						
計	24	29市12町	6,212																																						

編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課																																																																																																																																																																																																																												
50	風	水	害	2	2	7	1	41	<p>○ 消防団設置状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>40,553人</td> </tr> </table> <p>(令和元年度「消防施設等整備計画実態調査」)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>現有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> <tr> <td>消防署所数</td> <td>181</td> <td>171</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(常備)</td> <td>260</td> <td>230</td> <td>88.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(消防団)</td> <td>503</td> <td>509</td> <td>101.2</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ(消防団)</td> <td>1,793</td> <td>1,873</td> <td>104.5</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>53,947</td> <td>46,436</td> <td>86.1</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>55</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>116</td> <td>分団数</td> <td>1,218</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>6,159</td> <td>消防団員数</td> <td>40,553</td> </tr> </table> <p>消防ポンプ自動車等の保有数 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>183</td> <td>498</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>98</td> <td>9</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>46</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>286</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>21</td> <td>1,517</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>118</td> <td>360</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p> <p>消火水利の概要 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td>117,979</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td>18,158</td> </tr> <tr> <td>100m³以上</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td>1,359</td> </tr> <tr> <td>40～60 m³</td> <td>14,476</td> </tr> <tr> <td>20～40 m³</td> <td>2,326</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,037</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,082</td> </tr> </table>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	40,553人	項目	基準	現有	充足率(%)	消防署所数	181	171	94.5	ポンプ自動車(常備)	260	230	88.5	ポンプ自動車(消防団)	503	509	101.2	動力消防ポンプ(消防団)	1,793	1,873	104.5	消防水利	53,947	46,436	86.1	消防署数	55	消防団数	62	出張所数	116	分団数	1,218	消防職員数	6,159	消防団員数	40,553	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	183	498	手引動力ポンプ	1	4	水槽付消防ポンプ自動車	98	9	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	46	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	286	—	化学消防自動車	42	—	救助工作車	49	—	小型動力ポンプ付積載車	21	1,517	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	118	360	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	117,979	防火水槽	18,158	100m³以上	1,030	60～100 m³	1,359	40～60 m³	14,476	20～40 m³	2,326	井戸	328	プール	1,037	その他	1,082	<p>○ 消防団設置状況 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>38,016人</td> </tr> </table> <p>(令和4年度「消防施設等整備計画実態調査」)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>現有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> <tr> <td>消防署所数</td> <td>181</td> <td>172</td> <td>95.0</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(常備)</td> <td>259</td> <td>229</td> <td>88.4</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(消防団)</td> <td>496</td> <td>504</td> <td>101.6</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ(消防団)</td> <td>1,801</td> <td>1,820</td> <td>101.0</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>52,264</td> <td>44,636</td> <td>85.5</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>55</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>117</td> <td>分団数</td> <td>1,208</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>6,217</td> <td>消防団員数</td> <td>38,016</td> </tr> </table> <p>消防ポンプ自動車等の保有数 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>204</td> <td>470</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>242</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>43</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>23</td> <td>1,515</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>133</td> <td>373</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む</p> <p>消火水利の概要 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td>121,301</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td>19,322</td> </tr> <tr> <td>100m³以上</td> <td>1,037</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td>1,355</td> </tr> <tr> <td>40～60 m³</td> <td>14,642</td> </tr> <tr> <td>20～40 m³</td> <td>2,288</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,019</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,080</td> </tr> </table>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	38,016人	項目	基準	現有	充足率(%)	消防署所数	181	172	95.0	ポンプ自動車(常備)	259	229	88.4	ポンプ自動車(消防団)	496	504	101.6	動力消防ポンプ(消防団)	1,801	1,820	101.0	消防水利	52,264	44,636	85.5	消防署数	55	消防団数	62	出張所数	117	分団数	1,208	消防職員数	6,217	消防団員数	38,016	種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	204	470	手引動力ポンプ	1	22	水槽付消防ポンプ自動車	23	24	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	42	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	242	—	化学消防自動車	40	—	救助工作車	43	—	小型動力ポンプ付積載車	23	1,515	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	133	373	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	121,301	防火水槽	19,322	100m³以上	1,037	60～100 m³	1,355	40～60 m³	14,642	20～40 m³	2,288	井戸	328	プール	1,019	その他	1,080	調査時点の更新	消防保安課
									消防団の数	市町の数	消防団員数																																																																																																																																																																																																																									
62	29市12町	40,553人																																																																																																																																																																																																																																		
項目	基準	現有	充足率(%)																																																																																																																																																																																																																																	
消防署所数	181	171	94.5																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ自動車(常備)	260	230	88.5																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ自動車(消防団)	503	509	101.2																																																																																																																																																																																																																																	
動力消防ポンプ(消防団)	1,793	1,873	104.5																																																																																																																																																																																																																																	
消防水利	53,947	46,436	86.1																																																																																																																																																																																																																																	
消防署数	55	消防団数	62																																																																																																																																																																																																																																	
出張所数	116	分団数	1,218																																																																																																																																																																																																																																	
消防職員数	6,159	消防団員数	40,553																																																																																																																																																																																																																																	
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																																																																															
普通消防ポンプ自動車	183	498	手引動力ポンプ	1	4																																																																																																																																																																																																																															
水槽付消防ポンプ自動車	98	9	大型高所放水車	4	—																																																																																																																																																																																																																															
はしご付消防自動車	46	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																																																																															
屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	286	—																																																																																																																																																																																																																															
化学消防自動車	42	—	救助工作車	49	—																																																																																																																																																																																																																															
小型動力ポンプ付積載車	21	1,517	消防艇	3	—																																																																																																																																																																																																																															
小型動力ポンプ	118	360	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																																																																															
消火栓	117,979																																																																																																																																																																																																																																			
防火水槽	18,158																																																																																																																																																																																																																																			
	100m³以上	1,030																																																																																																																																																																																																																																		
	60～100 m³	1,359																																																																																																																																																																																																																																		
	40～60 m³	14,476																																																																																																																																																																																																																																		
20～40 m³	2,326																																																																																																																																																																																																																																			
井戸	328																																																																																																																																																																																																																																			
プール	1,037																																																																																																																																																																																																																																			
その他	1,082																																																																																																																																																																																																																																			
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																																																																																																																																																																																																		
62	29市12町	38,016人																																																																																																																																																																																																																																		
項目	基準	現有	充足率(%)																																																																																																																																																																																																																																	
消防署所数	181	172	95.0																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ自動車(常備)	259	229	88.4																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ自動車(消防団)	496	504	101.6																																																																																																																																																																																																																																	
動力消防ポンプ(消防団)	1,801	1,820	101.0																																																																																																																																																																																																																																	
消防水利	52,264	44,636	85.5																																																																																																																																																																																																																																	
消防署数	55	消防団数	62																																																																																																																																																																																																																																	
出張所数	117	分団数	1,208																																																																																																																																																																																																																																	
消防職員数	6,217	消防団員数	38,016																																																																																																																																																																																																																																	
種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																																																																															
普通消防ポンプ自動車	204	470	手引動力ポンプ	1	22																																																																																																																																																																																																																															
水槽付消防ポンプ自動車	23	24	大型高所放水車	4	—																																																																																																																																																																																																																															
はしご付消防自動車	42	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																																																																															
屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	242	—																																																																																																																																																																																																																															
化学消防自動車	40	—	救助工作車	43	—																																																																																																																																																																																																																															
小型動力ポンプ付積載車	23	1,515	消防艇	3	—																																																																																																																																																																																																																															
小型動力ポンプ	133	373	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																																																																															
消火栓	121,301																																																																																																																																																																																																																																			
防火水槽	19,322																																																																																																																																																																																																																																			
	100m³以上	1,037																																																																																																																																																																																																																																		
	60～100 m³	1,355																																																																																																																																																																																																																																		
	40～60 m³	14,642																																																																																																																																																																																																																																		
20～40 m³	2,288																																																																																																																																																																																																																																			
井戸	328																																																																																																																																																																																																																																			
プール	1,019																																																																																																																																																																																																																																			
その他	1,080																																																																																																																																																																																																																																			
50	地	震	2	2	7	1	67																																																																																																																																																																																																																													

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出課
51	風	2	2	2	21	(1) 総合防災訓練 ① 災害対策本部設置訓練 職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた 応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施 する。	(1) 総合防災訓練 ① 災害対策本部設置訓練 職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた 応急対策の検討、 <u>被災市町への県・市町職員の応援調整</u> 等災 害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。	能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会の対応策、 分野3 応援・受援体制②県内応援・受援体制「受援計画の更 なる充実」「市町相互支援体制の検討」に対応させるもの。	災害対策課
	地震	2	2	2	47				
52	風	2	2	10	58	(3) 通行の確保 県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各 市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を 救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネット ワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合で も、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保 に努めることとする。	(3) 通行の確保 県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各 市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を 救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネット ワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合で も、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保 に努めることとする。	能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会の対応策、 分野1 初動対応②物資輸送「道路啓開体制確保」に対応させ るもの。	災害対策課
	地震	2	2	10	83	道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道 路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、 電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電 柱化の促進を図るものとする。	道路管理者は、 <u>道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ 定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるように するための体制確保に努めることとする。また、緊急輸送道 路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止す るとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無 電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとし る。</u>		
53	風	2	2	12	67	(2) 搬送等 ① 県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す 緊急輸送路を活用することとする。	(2) 搬送等 ① 県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す 緊急輸送路の <u>他、海上交通、空路交通を活用することとする できる体制構築に努める。</u>	能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会の対応策、 分野1 初動対応②物資輸送「空路による救援体制の事前検 討」「海路による救援体制の事前検討」に対応させるもの。	災害対策課
	地震	2	2	13	94				

資料3-3 関係機関からの修正

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																																																																																																																																																								
1	2	5	4	2	143	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〇 地域防災事業所編成</th> <th colspan="3">（令和6年6月末日現在）</th> </tr> <tr> <th>ブロック</th> <th>集 域</th> <th>防災事業所の種別・数</th> <th>12/20/21</th> <th>防災事業所の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北淡</td> <td>伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戶</td> <td>神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市</td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂生</td> <td>丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部</td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市東灘区・神戸市西区</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加田</td> <td>加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td></td> <td>10</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波東</td> <td>たつの市・宍粟市・豊後郡・姫路市神戶町の一部</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波東</td> <td>福生市・丹波市・豊後郡・私市郡</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波南</td> <td>豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町</td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>丹波南</td> <td>淡路市</td> <td></td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	〇 地域防災事業所編成		（令和6年6月末日現在）			ブロック	集 域	防災事業所の種別・数	12/20/21	防災事業所の数	北淡	伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部		2	2	1	神戶	神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市		3	4	0	摂生	丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部		5	4	0	明石	明石市・神戸市東灘区・神戸市西区		4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市		6	4	2	加田	加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部		6	3	2	姫路	姫路市・神崎郡		10	5	1	丹波東	たつの市・宍粟市・豊後郡・姫路市神戶町の一部		2	2	1	丹波東	福生市・丹波市・豊後郡・私市郡		6	4	1	丹波南	豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町		6	3	0	丹波南	淡路市		8	3	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〇 地域防災事業所編成</th> <th colspan="3">（令和6年6月末日現在）</th> </tr> <tr> <th>ブロック</th> <th>集 域</th> <th>防災事業所の種別・数</th> <th>12/20/21</th> <th>防災事業所の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北淡</td> <td>伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神戶</td> <td>神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>摂生</td> <td>丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市東灘区・神戸市西区</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加田</td> <td>加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td></td> <td>10</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波東</td> <td>たつの市・宍粟市・豊後郡・加田川市神戶町の一部</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波東</td> <td>福生市・丹波市・豊後郡・私市郡</td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>丹波南</td> <td>豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町</td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>丹波南</td> <td>淡路市</td> <td></td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	〇 地域防災事業所編成		（令和6年6月末日現在）			ブロック	集 域	防災事業所の種別・数	12/20/21	防災事業所の数	北淡	伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部		2	2	0	神戶	神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市		2	2	1	摂生	丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部		4	2	0	明石	明石市・神戸市東灘区・神戸市西区		4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市		6	4	2	加田	加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部		6	2	2	姫路	姫路市・神崎郡		10	5	1	丹波東	たつの市・宍粟市・豊後郡・加田川市神戶町の一部		2	2	1	丹波東	福生市・丹波市・豊後郡・私市郡		6	4	1	丹波南	豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町		6	3	0	丹波南	淡路市		8	3	0	<p>令和6年6月末に更新 （各事業所の廃業により、地域防災事業所数も減） ※地域防災事業所：ブロックごとの24時間即応体制が可能な事業所。各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。</p> <p>なお、R6.10時点でさらに更新が予定されている。</p>	LPガス協会
						〇 地域防災事業所編成		（令和6年6月末日現在）																																																																																																																																																									
ブロック	集 域	防災事業所の種別・数	12/20/21	防災事業所の数																																																																																																																																																													
北淡	伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部		2	2	1																																																																																																																																																												
神戶	神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市		3	4	0																																																																																																																																																												
摂生	丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部		5	4	0																																																																																																																																																												
明石	明石市・神戸市東灘区・神戸市西区		4	2	1																																																																																																																																																												
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市		6	4	2																																																																																																																																																												
加田	加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部		6	3	2																																																																																																																																																												
姫路	姫路市・神崎郡		10	5	1																																																																																																																																																												
丹波東	たつの市・宍粟市・豊後郡・姫路市神戶町の一部		2	2	1																																																																																																																																																												
丹波東	福生市・丹波市・豊後郡・私市郡		6	4	1																																																																																																																																																												
丹波南	豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町		6	3	0																																																																																																																																																												
丹波南	淡路市		8	3	1																																																																																																																																																												
〇 地域防災事業所編成		（令和6年6月末日現在）																																																																																																																																																															
ブロック	集 域	防災事業所の種別・数	12/20/21	防災事業所の数																																																																																																																																																													
北淡	伊丹市・生野市・丹波市・川辺郡・高石市の一部・住吉市の一部		2	2	0																																																																																																																																																												
神戶	神戶市（東水区、西区、北淡路区）、芦屋市		2	2	1																																																																																																																																																												
摂生	丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・芦屋市以外部		4	2	0																																																																																																																																																												
明石	明石市・神戸市東灘区・神戸市西区		4	2	1																																																																																																																																																												
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・赤松町・加東市		6	4	2																																																																																																																																																												
加田	加田川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部		6	2	2																																																																																																																																																												
姫路	姫路市・神崎郡		10	5	1																																																																																																																																																												
丹波東	たつの市・宍粟市・豊後郡・加田川市神戶町の一部		2	2	1																																																																																																																																																												
丹波東	福生市・丹波市・豊後郡・私市郡		6	4	1																																																																																																																																																												
丹波南	豊前市・東大井町・豊前市・東万葉町		6	3	0																																																																																																																																																												
丹波南	淡路市		8	3	0																																																																																																																																																												
2	1		2		5	1 運行労務管理監の監査・指導による船舶の安全な運航の確保	1 <u>運行労務管理監運航労務監理官</u> の監査・指導による船舶の安全な運航の確保	正しい名称に修正（修正漏れ等ではなく、完全な誤記） 参考： https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/profile/01sosiki2.html	神戸運輸監理部																																																																																																																																																								
3	3	3	11	4	335	2 (株)サンテレビジョン (略) ② 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申合せにより、気象官署から警報等の情報の通知を受け、放送することとする。 (略)	2 (株)サンテレビジョン (略) ② 災害に関する警報等の周知 <u>関係法規及び気象庁との申合せ気象庁が提供する「インターネット防災情報提供システム」</u> 等により、気象官署から警報等の情報の通知を受けを収集し、放送することとする。 (略)	気象庁（神戸地方気象台）とサンテレビ及びラジオ関西の間に計画記載の申入れや関係法規はなく、また専用回線を用いた警報通知→受領確認のシステムもR3廃止済み。 そのため、実態に即した書き方に変更 ※なお、NHKとは法規及び申入れあり	神戸地方気象台																																																																																																																																																								
						3 (株)ラジオ関西 (略) ① 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申合せにより、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の通知を受けて、通報事項を放送することとする。	3 (株)ラジオ関西 (略) ① 災害に関する警報等の周知 <u>関係法規及び気象庁との申合せ気象庁が提供する「インターネット防災情報提供システム」</u> 等により、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の通知を受けて情報を収集し、通報事項を放送することとする。																																																																																																																																																										
4	1	1	2		11	[図]	[図]	正式名称は公益社団法人であるため	神戸市獣医師会																																																																																																																																																								
						一般社団法人神戸市獣医師会	<u>一般公益</u> 社団法人神戸市獣医師会																																																																																																																																																										

編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																																																																			
風	水	害	3	3	3	1	276																																																																				
					<p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</p> <p>ア 通行規制の実施基準</p> <p>兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施することとする。</p> <p>なお、通行規制を実施するにあたっては、所轄警察署（又は高速道路交通警察隊）に必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>通行規制（通行制限）</th> <th>通行規制（通行制限）</th> <th>通行規制（通行制限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通行規制（通行制限）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> </tr> <tr> <td>通行規制（通行制限）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> </tr> <tr> <td>通行規制（通行制限）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> <td>兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 (略)</p> <p>(注) 7 速度規制が必要な場合は、高速道路交通警察隊に気象観測状況(降雨量、風速等)を提供のうえ速度規制を依頼する。</p>	項目	通行規制（通行制限）	通行規制（通行制限）	通行規制（通行制限）	通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	<p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</p> <p>ア 通行規制の実施基準</p> <p><u>兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施することとする。</u></p> <p><u>なお、通行規制を実施するにあたっては、所轄警察署（又は高速道路交通警察隊）に必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うこととする。</u></p> <p><u>(ア) 通行制限の措置</u></p> <p>a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報（降雨量及び風速）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">通行制限（速度規制等）</th> <th colspan="4">通行禁止</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>措置</th> <th>対象</th> <th>方法</th> <th>基準</th> <th>措置</th> <th>対象</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">降雪</td> <td>降雪量</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> </tr> <tr> <td>降雪量</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> <td>降雪量に達したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凍結</td> <td>凍結</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> <td>凍結に達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊</p> <p>※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。</p> <p>b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき道路管理者として必要な措置を行う。</p> <p><u>(イ) 通行禁止の措置</u></p> <p>a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は道路管理者として通行禁止の措置を行う。</p> <p>b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。</p> <p>(令和6年度別表、雪・凍結は、資料編(応3-1-2)雪害対策に掲載)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>(注) 7 速度規制が必要な場合は、高速道路交通警察隊に気象観測状況(降雨量、風速等)を提供のうえ速度規制を依頼する。</p> <p><u>(注) 8 遠阪トンネルの連続雨量が通行禁止基準値200mmに達すると見込まれる場合は、事務所は豊岡河川国道事務所との協議を密にして対応する。</u></p> <p>また、北近畿豊岡道を除く遠阪トンネル単独で通行禁止を実施する場合は、本社と協議のうえ実施する。</p>	項目	通行制限（速度規制等）				通行禁止				基準	措置	対象	方法	基準	措置	対象	方法	降雪	降雪量	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	凍結	凍結	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	<p>道路公社防災対策要領の改正による修正</p>	<p>兵庫県道路公社</p>
項目	通行規制（通行制限）	通行規制（通行制限）	通行規制（通行制限）																																																																								
通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）																																																																								
通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）																																																																								
通行規制（通行制限）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）	兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）																																																																								
項目	通行制限（速度規制等）				通行禁止																																																																						
	基準	措置	対象	方法	基準	措置	対象	方法																																																																			
降雪	降雪量	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき																																																																			
	降雪量	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき	降雪量に達したとき																																																																			
凍結	凍結	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき																																																																			
	凍結	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき	凍結に達したとき																																																																			

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
風水害	3	3	3	1	278	<p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 異常降雨により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、道路公社の指定するランプ等から速やかに流出させるなど、適切な措置を講じることとする。</p> <p>(ウ) その他の場合</p> <p>a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公社若しくは警察の指示又はラジオによる公共機関の指示があるまで走行しないこと。</p> <p>b 車両の運転手は、やむを得ず車両を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。</p> <p>c サービスエリア内等にある車両は、公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。</p>	<p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。通行規制の実施方法</p> <p>通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 異常降雨気象により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、道路公社の指定するランプ等から速やかに流出させるなど、適切な措置を講じることとする。</p> <p>(ウ) その他の場合</p> <p>a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公社若しくは警察の指示又はラジオによる公共機関の指示があるまで走行しないこと。</p> <p>b 車両の運転手は、やむを得ず車両を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。</p> <p>c サービスエリア内等にある車両は、公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。</p> <p>(ウ) 被災状況の点検</p> <p>通行規制を実施した場合は、「災害点検マニュアル（降雨編）」に基づき、速やかに道路の被災の有無を点検するものとする。</p> <p>(イ) 通行規制の解除等</p> <p>通行規制の解除にあたっては、事務所長は次の事項に留意するものとする。</p> <p>a 解除前点検の結果、通行規制の必要がないと認められる場合は、速やかに当該通行規制を解除するものとする。</p> <p>b 解除前点検の結果、引き続き通行規制が必要と認められる場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>c 通行制限又は禁止を解除又は変更するときは、高速道路交通警察隊と必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うものとする。</p>	<p>道路公社防災対策要領の改正による修正</p>	<p>兵庫県道路公社</p>

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																																																																						
6	風水害	3	3	19	380	5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>生</td><td>活</td><td>安</td><td>全</td><td>部</td></tr> <tr><td>生</td><td>生</td><td>保</td><td>少</td><td>サイ</td></tr> <tr><td>活</td><td>活</td><td>安</td><td>年</td><td>バー</td></tr> <tr><td>安</td><td>全</td><td>経</td><td>対</td><td>対</td></tr> <tr><td>全</td><td>対</td><td>済</td><td>策</td><td>策</td></tr> <tr><td>対</td><td>策</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td></tr> <tr><td>策</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td></tr> </table>	生	活	安	全	部	生	生	保	少	サイ	活	活	安	年	バー	安	全	経	対	対	全	対	済	策	策	対	策	班	班	班	策	班	班	班	班	5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>生</td><td>活</td><td>安</td><td>全</td><td>部</td></tr> <tr><td>生</td><td>生</td><td>保</td><td>少</td><td>バー</td></tr> <tr><td>活</td><td>活</td><td>安</td><td>年</td><td>バー</td></tr> <tr><td>安</td><td>全</td><td>経</td><td>対</td><td>対</td></tr> <tr><td>全</td><td>対</td><td>済</td><td>策</td><td>策</td></tr> <tr><td>対</td><td>策</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td></tr> <tr><td>策</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td><td>班</td></tr> </table>	生	活	安	全	部	生	生	保	少	バー	活	活	安	年	バー	安	全	経	対	対	全	対	済	策	策	対	策	班	班	班	策	班	班	班	班	組織改編に伴う修正 「サイバー犯罪対策班」の削除 (兵庫県警察災害警備計画より)	兵庫県警
	生	活	安	全	部																																																																										
生	生	保	少	サイ																																																																											
活	活	安	年	バー																																																																											
安	全	経	対	対																																																																											
全	対	済	策	策																																																																											
対	策	班	班	班																																																																											
策	班	班	班	班																																																																											
生	活	安	全	部																																																																											
生	生	保	少	バー																																																																											
活	活	安	年	バー																																																																											
安	全	経	対	対																																																																											
全	対	済	策	策																																																																											
対	策	班	班	班																																																																											
策	班	班	班	班																																																																											
地震	3	3	19	405																																																																											
7	地震	6	3	3	452	6 消防、警察の広域応援 県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ態勢の確保に努めることとする。	6 消防、警察の広域応援 県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、 警察 の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ態勢の確保に努めることとする。	文言の重複 「警察災害派遣隊」に、すでに警察であることが示されているので、「警察の」と付け加える必要がないため。	兵庫県警																																																																						
8	風水害	3	3	3	2	277	2 緊急輸送対策 (1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定） 県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通法及び災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。	2 緊急輸送対策 (1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定） 県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通法及び災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路指定予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。	字句修正	兵庫県警																																																																					
	地震	3	3	3	2	309																																																																									

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
9	風水害	3	3	3	1	281	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡を取りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお緊急通行車両のうち、県が保有する車両、及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において事前届出を受理することとする。</p> <p>① 緊急通行車両のうち事前届出の対象とする車両 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。</p> <p>ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両 災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両</p> <p>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両 エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</p>	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡を取りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両<u>一の確認届出及び</u>規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお緊急通行車両のうち、県が保有する車両、及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において<u>事前確認</u>届出を受理することとする。</p> <p>① 緊急通行車両のうち<u>事前確認</u>届出の対象とする車両災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。</p> <p>ア 災害<u>発生</u>時において、災害対策基本法に<u>規定する防災基本計画、地域防災計画等に基づき、同法</u>第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 イ <u>同法に規定する</u>指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両</p> <p>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両 エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領（例規甲） ※ 県警HPで確認可 R5.9災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 	兵庫県警
	地震	3	3	3	1	303	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡を取りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお緊急通行車両のうち、県が保有する車両、及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において事前届出を受理することとする。</p> <p>① 緊急通行車両のうち事前届出の対象とする車両 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。</p> <p>ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両 災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両</p> <p>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両 エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</p>	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡を取りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお緊急通行車両のうち、県が保有する車両、及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において事前届出を受理することとする。</p> <p>① 緊急通行車両のうち事前届出の対象とする車両 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。</p> <p>ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両 災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両</p> <p>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両 エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領（例規甲） ※ 県警HPで確認可 R5.9災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 	兵庫県警

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
10	風 水 害	3	3	3	1	281 (6) 緊急通行車両、規制除外車両の確認 ① 県公安委員会は、県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。なお、緊急通行車両のうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県（災害対策課）が、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。また、業務負担にかかわらず、標章及び確認証明書の交付申請を受けた場合は、それぞれ交付業務に努めるものとする。	(6) 緊急通行車両、 規制除外車両 等の確認 ① 県公安委員会は、 <u>緊急交通路の開始地点において既に標章及び確認証明書の交付を受けている緊急通行車両等の標章及び確認証明書を</u> 確認し、 <u>現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を行う。</u> <u>また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、県公安委員会は、</u> 県警察本部（交通規制課）、警察署、検問所において緊急通行車両、 一 <u>及び</u> 規制除外車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。 なお、緊急通行車両のうち県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県（災害対策課）が、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。 また、業務負担にかかわらず、標章及び確認証明書の交付申請を受けた場合は、それぞれ交付業務に努めるものとする。	R5.9災害対策基本法施行令の改正に伴う修正	兵庫県警
						地震	3	3	3
11	風 水 害	2	4	1	104	(2) ため池等の水害対策の推進（ため池整備5箇年計画） ・特定ため池(約8,500箇所)を対象に定期点検(漏水等の調査)を実施	(2) ため池等の水害対策の推進（ため池整備5箇年計画） ・特定ため池(約 <u>8,500</u> 8,600箇所)を対象に定期点検(漏水等の調査)を実施	兵庫県HPにて公表されている数値と合わせてはいかがでしょうか。 参考： https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/documents/simatisiteisuuitiran.pdf	近畿農政局
12	風 水 害	2	4	2	6	112 1 事業計画 県（農林水産部）所管事業分 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。	1 事業計画 県（農林水産部）所管事業分 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点 <u>農業用</u> ため池として選定し、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和3年3月策定、 <u>令和5年12月改定</u> ）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。	兵庫県HPにて公表されている名称等と合わせてはいかがでしょうか。 参考： https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tameikesuishinkeikaku.html	近畿農政局
	地震	2	4	5	156				近畿農政局
13	風 水 害	2	4	3	4	116 (1) 県（農政環境部）所管事業分	(1) 県（ <u>農政環境部農林水産部</u> ）所管事業分	組織改正の未反映	近畿農政局
14	風 水 害	2	5	4	3	147 4 楽天モバイル(株)の取組 (1) 関係機関との連絡調整	<u>4 楽天モバイル(株)の取組</u> <u>(1) 関係機関との連絡調整</u>	体裁、フォントの修正	近畿農政局
15	風 水 害	1		3	12	(3) 積雪 県北部・中部の大雪は冬の季節風によって1～2月に降ることが多く、県南部の平野部では、太平洋岸を東進する発達した低気圧によって、2～3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪は県北部・中部に限られている。1日の降雪量は多い時で、平野部40～50cm、山間部では1m内外になることがある。	(3) 積雪 県北部・中部の大雪は冬の季節風によって1～2月に降ることが多く、県南部の平野部では、 <u>太平洋岸日本の南岸</u> を東進する発達した低気圧によって、2～3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪は県北部・中部に限られている。1日の降雪量は多い時で、平野部40～50cm、山間部では1m内外になることがある。	表現の適正化	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
16	風水害	1		4	15	2 風水害の危険性 (2) 台風による風水害 台風は、1991年～2020年の平均で年に約25個発生し、うち約3個が近畿地方に上陸している。	2 風水害の危険性 (2) 台風による風水害 台風は、1991年～2020年の平均で年に約25個発生し、うち約3個が近畿地方に <u>土陸接近</u> している。	誤りの修正 参考： https://www.data.jma.go.jp/yoho/typhoon/statistics/average/average.html	神戸地方気象台	
17	風水害	2	6	1	159	1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に6箇所の地域雨量観測所や15箇所の地域気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪の深さ(※1)、湿度〕、1箇所(神戸空港)の航空気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速〕及び3箇所(姫路、洲本、豊岡)の特別地域気象観測所〔観測種目：気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ(※2)、積雪の深さ(※2)、現在天気、大気現象)を設置し、観測を行っている。 ※1 地域気象観測所で積雪の深さを観測しているのは、兔和野高原、香住、和田山地域気象観測所である(令和4年7月1日現在)。 ※2 特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ	1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に6箇所の地域雨量観測所や15箇所の地域気象観測所〔観測種目：気温、 <u>雨量降水量</u> 、風向・風速、 <u>日照時間</u> 、積雪の深さ(※1)、湿度〕、1箇所(神戸空港)の航空気象観測所〔観測種目：気温、 <u>雨量降水量</u> 、風向・風速〕及び3箇所(姫路、洲本、豊岡)の特別地域気象観測所〔観測種目：気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ(※2)、積雪の深さ(※2)、現在天気、大気現象)を設置し、観測を行っている。 ※1 地域気象観測所で積雪の深さを観測しているのは、兔和野高原、香住、和田山地域気象観測所である(<u>令和4年7月1日現在</u>)。 ※2 特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、 <u>豊岡のみである。</u>	地域気象観測所における日照時間の観測は令和3年3月に終了し、現在は、気象衛星等のデータを基に算出された日照時間の推計値を提供 参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html 積雪の深さを観測する地域気象観測所について今後変更の予定はないため、時点情報は削除	神戸地方気象台	
18	風水害	3	2	3	1	190	(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて <u>5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)</u> 「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、 <u>「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」</u> とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」(<u>警戒レベル相当情報</u>)をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、 <u>避難指示等避難情報</u> が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	表現の適正化	神戸地方気象台

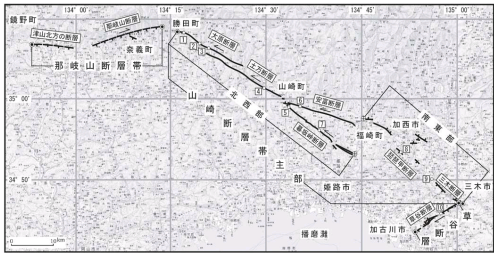
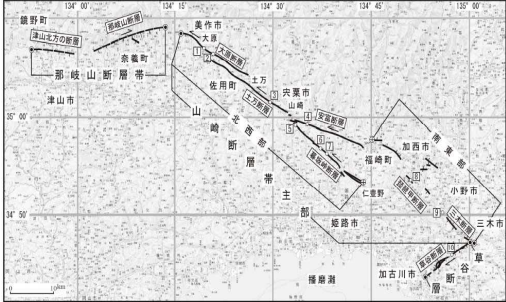
	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
19	風	3	2	3	1	190	[表中 大雨特別警報] 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</u> に相当。	表現の適正化	神戸地方気象台
20	風	3	2	3	1	190	[表中 暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報] 特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。	[表中 暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報]特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	表現の適正化	神戸地方気象台
21	風	3	2	3	1	190	[表中 高潮特別警報] 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	[表中 高潮特別警報] 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	表現の適正化 令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正	神戸地方気象台
22	風	3	2	3	1	191	[表中 大雨警報] 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	[表中 大雨警報] 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>は危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正	神戸地方気象台
23	風	3	2	3	1	191	[表中 洪水警報] 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	[表中 洪水警報] <u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し河川の上流域での降雨や融雪等による増水により、</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>対象となる重大な災害として、</u> 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。高齢者等 <u>は危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	冗長な表現を修正 令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正	神戸地方気象台
24	風	3	2	3	1	191	[表中 高潮警報] 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	[表中 高潮警報] 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>危険な場所からの</u> 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正	神戸地方気象台
25	風	3	2	3	1	191	[表中 大雨注意報、洪水注意報] 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	[表中 大雨注意報、洪水注意報] <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	修飾句の位置を適正な場所に移動	神戸地方気象台

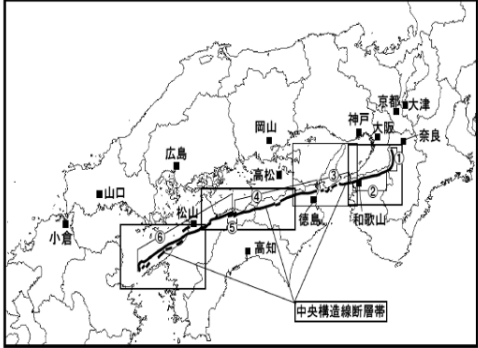
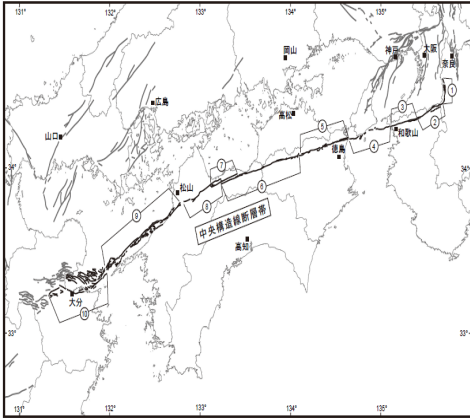
	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
26	風	3	2	3	1	191	[表中 高潮注意報] 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	[表中 高潮注意報] 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するために発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	表現の適正化 修飾句の位置を適正な場所に移動 令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正	神戸地方気象台
27	風	3	2	3	1	192	[表中 融雪注意報] 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	[表中 融雪注意報] 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	表現の適正化	神戸地方気象台
28	風	3	2	3	1	192	※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。	※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。 ※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水）」として発表される。	令和5年11月30日に改正された気象業務法施行令では、地面現象注意報、地面現象警報、地面現象特別警報は廃止され、土砂崩れ注意報、警報、特別警報が新設された。そのことに合わせて修正する 気象業務法施行令の新旧対照表： https://www.jma.go.jp/jma/press/2309/29a/02_03_shinkyu_seibi.pdf	神戸地方気象台
29	風	3	2	3	1	193	[表 気象等に関する特別警報の発表基準] (注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。	[表 気象等に関する特別警報の発表基準] (注) 発表にあたっては、降水量指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。	令和4年6月30日以降、大雨特別警報の指標に降水量は用いておらず、指数が指標となっている 参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html	神戸地方気象台
30	風	3	2	3	1	194-201	警報・注意報発表基準一覧表	警報・注意報発表基準一覧表 最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/hyogo.html	注警報の基準値は最短で1年に1回変更が生じるため、地域防災計画更新の度に、作業負担が生じているものと思います。また、大雨、洪水注警報の基準については、指数を用いておりますので、こちらの値を地域防災計画に掲載しても直感的に分かりにくいと考えられます。 以上の理由により、地域防災計画には気象庁HPの注警報発表基準一覧表が掲載されたページのURLを掲載することとし、現在掲載されている表はすべて削除願います。基準値に変更が生じて、こちらのURLは変更ありません。	神戸地方気象台

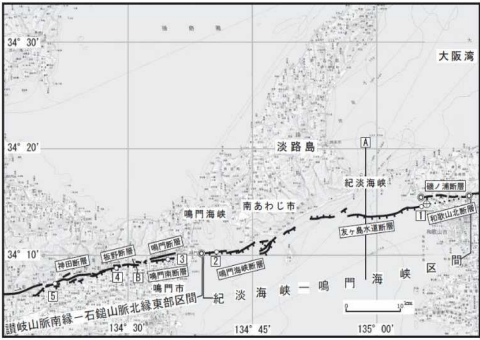
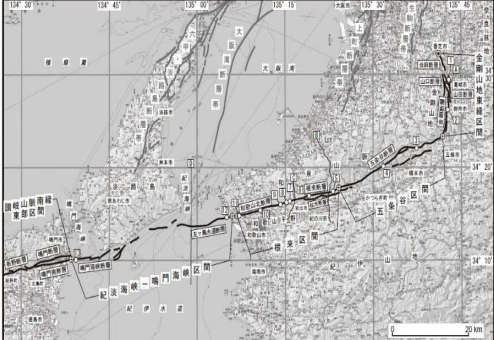
	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
31	風	3	2	3	1	202	<p>(6) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>※冬期は県北部、県南部で発表。</p>	<p>(6) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨、<u>高潮</u>に関して、<u>明日までの期間に</u>[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>※冬期は県北部、県南部で発表。</p>	<p>最新の内容に更新</p> <p>参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/prob_warning.html</p>	神戸地方気象台
32	風	3	2	3	1	202	<p>2 気象情報</p> <p>気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に神戸地方気象台が発表する。</p> <p>(略)</p> <p>県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。</p>	<p>2 気象情報</p> <p>気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒を喚起する呼びかける</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意留意点</u>を解説する場合に<u>神戸地方気象台</u>が発表する。</p> <p>(略)</p> <p><u>県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>気象情報の種類により、神戸地方気象台のほか、大阪管区気象台及び気象庁本庁が発表するため、修正</p>	神戸地方気象台
33	風	3	2	3	2	204	<p>[表中 浸水キキクル]</p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<p>[表中 浸水キキクル]</p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>【5段階：必要とされる行動等】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（紫）：<u>各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動</u> ・「<u>警戒</u>」（赤）：<u>安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。</u> ・「<u>注意</u>」（黄）：<u>各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。</u> ・「<u>今後の情報等に注意</u>」（白）：<u>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。</u> 	<p>どの警戒レベルに相当するかの記載が漏れていたため、追加</p> <p>参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/riskmap_inundation.html</p>	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体			
34	風	水	害	3	2	3	2	204	<p>[表中 洪水キキクル]</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>[表中 洪水キキクル]</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>【5段階：必要とされる行動等】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・<u>「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。</u> 	<p>前項の浸水キキクルに関する記載に表現を合わせる</p> <p>参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap_flood.html</p>	神戸地方気象台
35	風	水	害	3	2	3	2	205	<p>[表中「氾濫危険情報」]</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>[表中「氾濫危険情報」]</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>不要な「等」を削除</p>	神戸地方気象台
36	風	水	害	3	2	3	2	206	<p>[表下部]</p> <p><u>※河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和2年3月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それに伴って河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。</u></p>	<p>[表下部]</p> <p><u>※河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和2年3月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それに伴って河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。</u></p>	<p>参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html</p>	神戸地方気象台
37	風	水	害	3	2	3	2	206	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの改定が反映されていなかったため修正</p> <p>参考： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakikai.html</p>	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
38	風	3	2	3	2	207	(1) 土砂災害警戒情報[表中] 警戒対象地域 尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町	(1) 土砂災害警戒情報[表中] 警戒対象地域 尼崎市、 <u>稲美町</u> 、播磨町を除く兵庫県内の全市町	令和6年5月23日に改正された「兵庫県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に合わせて修正	神戸地方気象台
39	風	3	2	3	3	209	<p>(略)</p> <p>4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>(略)</p> <p>4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条<u>及び</u><u>9条</u>の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>以下について誤りの修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象等に関する特別警報の緊急速報メール配信は令和4年12月に終了したため、携帯電話事業者への伝達経路は削除 ・特別警報の通知先は気象業務法施行令第9条に定められているため、(注)4に追記 ・(注)5にある、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路は、県→市町、市町→住民、NHK→住民の3つなので、経路が二重線となっている箇所を変更 	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
40	風水害	3	2	3	5	228 5 非常通信経路計画 (1) 内容 (略) 非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。 (略) 4 気象庁通信設備	5 非常通信経路計画 (1) 内容 (略) 非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。 (略) <u>4 気象庁通信設備</u>	現在、当庁には非常通信の用に供する無線設備は存在せず、対中央通信、地域内非常通信とも非常通信経路に含まれていない	神戸地方気象台
						地震	3		2
41	風水害	3	3	1	253	1 水防の責任等 (略) (3) 気象庁長官（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、第11条第1号）	1 水防の責任等 (略) (3) 気象庁長官（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、 <u>第2項、第11条第1号項</u> ）	水防法第10条第2項に国土交通大臣と共同して行う指定河川洪水予報について定められているため追加誤字の修正	神戸地方気象台
						地震	3		3
42	地震	1		4	17	2 兵庫県での津波の状況 (第3表) 2 昭和35年5月23日 チリ地震 チリ沖 56cm 59cm	2 兵庫県での津波の状況 (第3表) 2 昭和35年5月23日 チリ地震 チリ沖 56cm <u>59140</u> cm	誤りの修正 渡辺偉夫 日本被害津波総覧 [第2版] 東京大学出版会 (1998) の224ページ 表23-1を参照	神戸地方気象台
43	地震	1		5	25	① 山崎断層帯 【断層帯の位置および形態】 (略) 山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。	① 山崎断層帯 【断層帯の位置および形態】 (略) 山崎断層帯主部は、岡山県 <u>美作市(旧勝田郡勝田町)</u> から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。	市町合併による名称変更 参考： https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/	神戸地方気象台
44	地震	1		5	25	山崎断層帯の活断層位置図 	山崎断層帯の活断層位置図 	市町合併による名称変更に伴い図を差し替え 参考： https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/ 画像の出典元文書 https://www.jishin.go.jp/main/chousa/katsudansou_pdf/82_yamasaki_2.pdf	神戸地方気象台
45	地震	1		5	26	(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (略) 約1800~2300年程度 (略) (評価時点は全て令和5年1月1日現在)	(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (略) <u>約</u> 1800~2300年程度 (略) (評価時点は全て令和 <u>5-6</u> 年1月1日現在)	最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf	神戸地方気象台

編章節款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
46 地震 1 5	26	<p>②中央構造線断層帯</p> <p>【断層帯の位置および形態】</p> <p>(略)</p> <p>断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。</p> <p>なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とはことなる範囲が活動する可能性も否定できない。</p>	<p>②中央構造線断層帯</p> <p>【断層帯の位置および形態】</p> <p>(略)</p> <p>断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。</p> <p>なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とはことなる範囲が活動する可能性も否定できない。、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられる。その10区間は、①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡-鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡-由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡-由布院区間では主として北側低下の正断層である。</p>	<p>中央構造線断層帯は、以前は6つの区間に分かれて活動するとして評価が行われていたが、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、これまでの各区間を9つの区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡-由布院区間を追加して、平成29年からは計10の区間の断層帯として評価されるようになった。</p> <p>このため、地震本部の以下のWebページの記載に合わせて修正</p> <p>https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudan/so/rs_chuokozosen/</p>	神戸地方気象台
47 地震 1 5	26	<p>中央構造線断層帯の概略位置図</p>  <p>図1-1 中央構造線断層帯の概略位置図 (長方形は図2-1～図2-4の範囲)</p> <p>①: 金剛山地東縁 ②: 和泉山脈南縁 ③: 紀淡海峡-鳴門海峡 ④: 讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部 ⑤: 石鎚山脈北縁 ⑥: 石鎚山脈北縁西部-伊予灘</p>	<p>中央構造線断層帯の概略位置図</p> 	<p>前項の修正に合わせて図も更新</p> <p>参考： https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudan/so/rs_chuokozosen/ 画像の出典元文書： https://www.jishin.go.jp/main/chousa/katsudansou_pdf/20171219_mtl.pdf</p>	神戸地方気象台

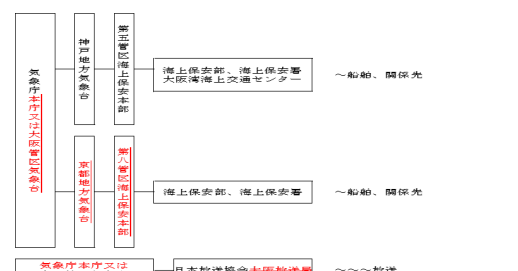
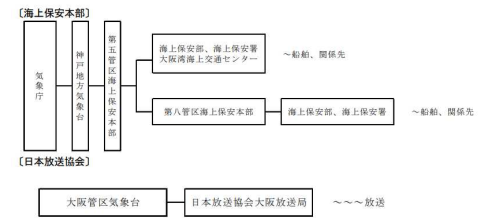
	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
48	地震	1	5		26	<p>中央構造線断層帯（兵庫県付近）の活断層位置図</p>  <p>図2-2 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点 1: 紀淡海峡地点 2: 鳴門海峡地点 3: 段間・次代地点 4: 川端A、B地点 5: 豊谷寺東南地点 A: 文献① B: 文献② 活断層の位置は文献4、11、14、17、22に基づく。 : 活断層が地表に現れていない区間 ◎: 活動区間の境界および境界 ①: 紀淡海峡-鳴門海峡の活動区間のうち、第四紀後期における活動性が確かめられている区間の東端 基図は国土地理院発行数値地図20000「和歌山」及び「徳島」を使用。</p>	<p>中央構造線断層帯（兵庫県付近）の活断層位置図</p> 	<p>前々項の修正に合わせて図も更新 参考： https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/rs_chuokozosen/ 画像の出典元文書： https://www.jishin.go.jp/main/chousa/katsudansou_pdf/20171219_mtl.pdf</p>	神戸地方気象台
49	地震	1	5		27	<p>(評価時点は全て令和5年1月1日現在)</p>	<p>(評価時点は全て令和5.6年1月1日現在)</p>	<p>最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf</p>	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																		
50	地震	1		5	28	(評価時点は全て令和5年1月1日現在)	(評価時点は全て令和 5 6 年1月1日現在)	最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf	神戸地方気象台																		
51	地震	1		5	29	(評価時点は全て令和5年1月1日現在)	(評価時点は全て令和 5 6 年1月1日現在)	最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf	神戸地方気象台																		
52	地震	1		5	29	<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価(算定基準日：令和5年1月1日)> (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">ほぼ0% (※1)</td> <td style="width: 33%;">○山崎断層帯(草谷断層)</td> <td style="width: 33%;">○山田断層帯(郷村断層帯)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)</td> <td>○木津川断層帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○六甲・淡路島断層帯(先山断層)</td> <td></td> </tr> </table> (略) ※4 中央構造線断層帯(四国側)は3断層区間(内2区間反映)、中央構造線断層帯(紀伊半島側)は6断層区間(内3区間反映)から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載	ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(草谷断層)	○山田断層帯(郷村断層帯)		○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)	○木津川断層帯		○六甲・淡路島断層帯(先山断層)		<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価(算定基準日：令和 5 6 年1月1日)> (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">ほぼ0% (※1)</td> <td style="width: 33%;">○山崎断層帯(草谷断層)</td> <td style="width: 33%;">○山田断層帯(郷村断層帯)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)</td> <td>○木津川断層帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○六甲・淡路島断層帯(先山断層)</td> <td>○中央構造線断層帯(紀伊半島側)</td> </tr> </table> (略) ※4 中央構造線断層帯(四国側)は 3 6 断層区間(内 2 4 区間反映)、中央構造線断層帯(紀伊半島側)は 6 3 断層区間(内3区間反映)から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載	ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(草谷断層)	○山田断層帯(郷村断層帯)		○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)	○木津川断層帯		○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○中央構造線断層帯(紀伊半島側)	最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran_pref.pdf	神戸地方気象台
ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(草谷断層)	○山田断層帯(郷村断層帯)																									
	○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)	○木津川断層帯																									
	○六甲・淡路島断層帯(先山断層)																										
ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(草谷断層)	○山田断層帯(郷村断層帯)																									
	○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸)	○木津川断層帯																									
	○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○中央構造線断層帯(紀伊半島側)																									
53	地震	1		5	36	(海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和5年(2023年)1月1日) (略) 77.0年前	(海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和 5 6 年(202 3 年)1月1日) (略) 77.0 77.078 年前	最新版の長期評価結果に合わせて修正 参考： https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf	神戸地方気象台																		
54	地震	2	2	18	112	4 津波監視体制等の確立 気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、	4 津波監視体制等の確立 気象庁 本庁又は大阪管区気象台 は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、	他の箇所と表現を統一する (ただし警報の伝達に関する箇所は、伝達経路を明示するために「気象庁本庁又は大阪管区気象台」と記載する)	神戸地方気象台																		
55	地震	2	5	1	191	1 県内の地震動の観測施設 (1) 気象庁の行う観測 (略) 県内では、従前から計測震度計を4箇所に、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置している。さらに、加西市下万願寺町に広帯域地震計を設置している。	1 県内の地震動の観測施設 (1) 気象庁の行う観測 (略) 県内では、従前から計測震度計を4箇所に、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置 している。さらに、(加西市下万願寺町には広帯域地震計をも設置) している。	加西市下万願寺町の広域地震計は5箇所の地震計・計測震度計の中に含まれるため、それが分かるように表現を修正	神戸地方気象台																		

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
56	地震	2	5	2	194	(3) 地震調査委員会による調査 地震調査委員会では、その下に長期評価部会を設け、基盤的調査観測の対象活断層（110断層（帯））について検討を進め、順次評価結果を公表している。海域に発生する大地震（海溝型地震）についても、南海トラフ地震の発生可能性やその震源断層の形状を新たに取りまとめ公表している。	(3) 地震調査委員会による調査 地震調査委員会では、その下に長期評価部会を設け、基盤的調査観測の対象活断層（ <u>110+114断層（帯）</u> ）について検討を進め、順次評価結果を公表している。海域に発生する大地震（海溝型地震）についても、南海トラフ地震の発生可能性やその震源断層の形状を新たに取りまとめ公表している。	最新の情報に更新： https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/major_active_fault/	神戸地方気象台
57	地震	3	2	3	1	225	225	225	神戸地方気象台
	地震	6	4	3	456	456	456	456	神戸地方気象台
	地震	3	2	3	1	226	226	226	神戸地方気象台
58	地震	3	2	3	1	226	226	226	神戸地方気象台
59	地震	6	4	3	457	457	457	457	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
60	地震	3	2	3	1	228	<p>(大阪管区内津波予報区※1) ※1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。 京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県 ※2 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p>	<p>(大阪管区内津波予報区※1) ※1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。以下の津波予報区について通知される。 京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県 ※2 以下の津波予報区について通知される。 福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐 ※23 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p>	<p>令和4年12月に、各地方気象台等から海上保安庁各機関に対して行う通知の伝達経路を整理したため、その内容を反映</p>	<p>神戸地方気象台</p>
61	地震	3	2	3	1	228	<p>[表中] NHK神戸放送局</p>	<p>[表中] NHK神戸放送局</p>	<p>津波警報・注意報については、神戸地方気象台からNHKへの伝達は行っておらず、231ページのとおり、気象庁本庁又は大阪管区気象台からNHKに伝達している</p>	<p>神戸地方気象台</p>
	地震	6	4	3		459				

編章節款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
風水害	3 2 3 6	231	462	令和4年12月に、各地方気象台等から海上保安庁各機関に対して行う通知の伝達経路を整理したため、その内容を反映（第八管区海上保安本部への兵庫県北部の津波警報・注意報の伝達は京都地方気象台から行う） 日本放送協会への伝達は、気象庁本庁又は大阪管区気象台から東京又は大阪のNHKに行っている	神戸地方気象台
地震	6 4 3	462	462		
地震	3 2 3 1	232	462	最新の内容に更新 参考： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html	神戸地方気象台
地震	6 4 3	462	462		



地震情報の種類	発表基準	内容
地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を100地域に区分)と地震の種別の発震時刻を通知。	・震度3以上。	
地震に関する情報。	・震度3以上。 (津波警報等発表した場合、は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報。	以下のいずれかを満たした場合。 ・震度3以上。 ・津波警報等発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合。	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※「震度3以上の地域名と市町村名を発表。」「震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。」「
各地の震度に関する情報。	・震度1以上。	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてはのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報。	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など。	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図。	・震度5弱以上。	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を同時報として発表。
長周期地震動に関する観測情報。	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動幅1以上を観測した場合。	地震毎の震度の最大値・長周期地震動幅の最大値のほか、地震毎に、長周期地震動幅や長周期地震動の周期別幅等を発表。
遠地地震に関する情報。	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を震源から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

※1 次の基準による。
 ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」⇒「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表。
 ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。
 ・その地震による最大震度が「震度4又は3」⇒「震度3以上」を観測した市町村名を発表。
 (出所:気象庁地震津波業務規程)

地震情報の種類	発表基準	内容
震度情報。	・震度3以上。	地震発生約1分以内に、震度3以上を観測した地域名(全国を100地域に区分)と地震の種別の発震時刻を通知。
震源に関する情報。	・震度3以上。 (津波警報等発表時は注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報。	・震度1以上。 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時。 ・緊急地震速報(警報)発表時。	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と推計した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村別の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
その他の情報。	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など。	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図。	・震度5弱以上。	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を同時報として発表。
長周期地震動に関する観測情報。	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動幅1以上を観測した場合。	地震毎の震度の最大値・長周期地震動幅の最大値のほか、地震毎に、長周期地震動幅や長周期地震動の周期別幅等を発表。 ※「震度5弱以上」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。 ※「震度5強又は5弱」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。 ※「震度4又は3」⇒「震度3以上」を観測した市町村名を発表。 (出所:気象庁地震津波業務規程)
遠地地震に関する情報。	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※「震度5弱以上」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。 ※「震度5強又は5弱」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。 ※「震度4又は3」⇒「震度3以上」を観測した市町村名を発表。 (出所:気象庁地震津波業務規程)

※1 次の基準による。
 ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」⇒「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表。
 ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」⇒「震度4以上」を観測した市町村名を発表。
 ・その地震による最大震度が「震度4又は3」⇒「震度3以上」を観測した市町村名を発表。
 (出所:気象庁地震津波業務規程)

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																
67	地震	3	2	3	1	234	(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218ページの(1)②に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。	(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218ページの(1)②に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。	兵庫県には「津波に関するその他の情報」という名称の情報は配信していない為、削除	神戸地方気象台															
											6	4	3	463											
68	地震	3	2	3	1	233	(津波情報の種類と内容)	(津波情報の種類と内容)	兵庫県には「津波に関するその他の情報」という名称の情報は配信していない為、削除	神戸地方気象台															
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の高潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の高潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関する他の必要な事項を発表（※3）</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類			情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]	各地の高潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関する他の必要な事項を発表（※3）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の高潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の高潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関する他の必要な事項を発表（※3）</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
情報の種類	情報の内容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]																								
各地の高潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																								
津波に関するその他の情報	津波に関する他の必要な事項を発表（※3）																								
情報の種類	情報の内容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]																								
各地の高潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																								
津波に関するその他の情報	津波に関する他の必要な事項を発表（※3）																								
69	地震	3	2	3	1	233	(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	表現の適正化 参考： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html	神戸地方気象台															
	地震	6	4	3		463																			

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
70	地震	3	2	3	1	233	(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・最大波の観測値及び推定値については、 <u>観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、</u> 沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	表現の適正化 参考： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html	神戸地方気象台
	地震	6	4	3		464				
71	地震	3	2	3	1	234	(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218ページの(1)②に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。	(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218ページの(1)②に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。	兵庫県には「津波に関するその他の情報」という名称の情報は配信していない為、削除	神戸地方気象台
	地震	6	4	3		464	(※3) 津波に関するその他の情報の発表内容について ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、218ページの(1)②に記載されている「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。	神戸地方気象台		
72	地震	3	2	3	1	234	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ NHK神戸放送局	兵庫県企画県民部災害対策局危機管理部災害対策課 ※ <u>NHK神戸放送局</u>	兵庫県の組織名称が古いままなので修正	神戸地方気象台
73	地震	6	4	3		465	[図] NHK神戸放送局	[図] <u>NHK神戸放送局</u>	地震及び津波に関する情報については、神戸地方気象台からNHKへの伝達は行っておらず、231ページのとおり、気象庁本庁又は大阪管区気象台からNHKに伝達している	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
74	地震	3	2	3	1	235	<p>(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。</p>	<p>(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。 ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p>	<p>表現の適正化 参考： https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/shikumi/tokusei.html</p>	神戸地方気象台
75	地震	3	3	11	1	349	<p>(1) 広報の内容 ② 余震等、地震の発生に関する今後の見通し</p>	<p>(1) 広報の内容 ② 余震等 地震の発生に関する今後の見通し</p>	<p>気象庁では平成28年熊本地震以降、大地震が発生した際に今後の見通しを呼びかけるとき、「余震」という言葉を使わないこととしている(余震という言葉は、最初の地震よりも規模の大きな地震は発生しないという印象を与えるため)</p>	神戸地方気象台
76	地震	6	4	4		469	<p>(3) 避難指示の解除 避難指示の解除は、大阪管区気象台による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。</p>	<p>(3) 避難指示の解除 避難指示の解除は、大阪管区気象台気象庁による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。</p>	<p>津波注警報の解除は気象庁(本庁または大阪管区気象台)が行う</p>	神戸地方気象台
77	地震	6	7	1		487	<p>1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表基準となるマグニチュードは、いわゆるマグニチュード(気象庁マグニチュード)とは異なる計算式で求められるモーメントマグニチュードであるため、区別がつくように明記 参考： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nteq/info_criterion.html</p>	神戸地方気象台

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
78	地震	6	7	1	487	1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報	1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲でMモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表基準となるマグニチュードは、いわゆるマグニチュード（気象庁マグニチュード）とは異なる計算式で求められるモーメントマグニチュードであるため、区別がつくように明記 参考： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nteq/info_criterion.html	神戸地方気象台
79	大規模	3	2	1	74	(図中) 神戸空港気象観測所	(図中) 神戸空港航空気象観測所	誤字の修正 参考： https://www.data.jma.go.jp/kansai-airport/works.html	神戸地方気象台
80	大規模	1	3	2	18	(6) 兵庫県内の鉄道路線図 北神急行	(6) 兵庫県内の鉄道路線図 北神急行	市営化されたため	兵庫県市長会 (神戸市危機管理室)
81	風水害	2	2	6	35	1 広域防災拠点の整備（略） なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。	1 広域防災拠点の整備（略） なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。また、「(仮称)道の駅姫路」に関して、広域防災拠点の位置付けを目指し、国や市町の協力も得ながら検討を進める。	・能登半島地震を受け、国においても道の駅の重要性が再認識されており、道の駅の防災機能強化に向けた機運が高まっているため。 ・中播磨東部地域の防災機能確保に向け、道の駅の整備を後押しし、早期の機能強化を図るため。 ・R5年度の県投資事業審査会で、道の駅姫路整備事業が「新規着手妥当」と判断され、県としても今年度から事業に着手しているため。 ・姫路市としても、市地域防災計画に道の駅を位置づけるとともに、「道の駅整備室」を設置するなど、防災拠点整備に向けた着実な事業推進環境を整えているため。 ・本格的な工事实施に向け、国から防災機能強化の支援が得られる「防災道の駅」に、早期に選定される必要があるため。	兵庫県市長会 (姫路市危機管理室)
	地震	2	2	6	61				

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
82	風	3	4	3	1	392	[実施機関：(略) 放送機関]	[実施機関：(略) 放送報道 機関]	▼文脈から、特に「放送事業者」に限ることなく、新聞や通信社を含む広い概念の「報道機関」のほうがふさわしいように感じました。また、一般的に「放送機関」という用語はあまり使わないように思います。▼p393の「(2)災害広報」で「報道機関等」と記載されています。▼「地震災害対策計画」のp407が同様の内容で「報道機関」となっています。	NHK神戸放送局
83	風	3	3	3	1	272	新名神 川西～神戸JCT 別表1 通行止め等基準値 通行止め基準値 連続雨量 160mm 組合せ雨量 連続雨量 - 時間雨量 - 通行止め基準値(第二基準) 連続雨量 - 備考欄 新規供用	別表1 通行止め等基準値 新名神 川西～神戸JCT 連続雨量 160 210 mm 組合せ雨量 連続雨量 160 mm 時間雨量 45 mm 通行止め基準値(第二基準) 連続雨量 160 mm 備考欄 新規供用	関西支社防災要領修正に合わせた修正	NEXCO西日本 _関西支社
84	風	3	3	3	1	273	(注：3) 第二基準とは、通行止め基準値を超える降雨後24時間以内にふたたび降雨が開始したときに採用する基準値	(注：3) 第二基準とは、通行止め基準値を超える降雨 があった場合、連続雨量がいったんゼロになった後であっても 24時間以内にふたたび降雨が開始したときに採用する基準値	修正前の内容が不適切であったため。	NEXCO西日本 _関西支社
85	地震	3	3	3	1	298	④ア(ア) 中国自動車道：吉川IC～ひょうご登場IC	④ア(ア) 中国自動車道：吉川IC～ひょうご登場 東条 IC	誤字修正	NEXCO西日本 _関西支社
86	地震	3	3	3	1	298		④ア(ア)に下記事項の追加 ※2 計測震度・・・NEXCO西日本の観測局における揺れの強さの程度を数値化したものであり、計測震度と震度階級の関係は以下の通り	計測震度に関する説明が記載されていなかったため追記	NEXCO西日本 _関西支社
87	地震	3	3	3	1	298	⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。） ア 初動活動 阪神高速道路株式会社は、震度4以上の地震が発生した場合又は津波警報が発令された場合は、初動活動を行うこととする。	⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。） ア 初動活動 阪神高速道路株式会社は、 地域内の路線から3km圏内の地域で 震度4以上の地震が発生した場合又は 津波被害対象路線及び区間が含まれる地域で 大津波警報若しくは津波警報が 発令発表 された場合は、初動活動を行うこととする。	阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編に合わせた修正	阪神高速道路株式会社

編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																																					
地震	3	3	3	1	299	<p>通行規制等措置⁴⁾</p> <p>【地震】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度⁴⁾</th> <th>本線⁴⁾</th> <th>入路⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4⁴⁾</td> <td>注意喚起⁴⁾</td> <td>注意喚起⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5弱⁴⁾</td> <td>減速指示⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5強以上⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>【津波】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報⁴⁾</th> <th>本線⁴⁾</th> <th>入路⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報・大津波警報⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波被害対象路線及び区間に限る。⁴⁾ 津波被害対象路線及び区間の出路、パーキングエリアについても閉鎖の措置を講ずるものとする。⁴⁾ 遠地津波の場合は、到達時間、津波規模に応じて対応を決定するものとする。⁴⁾</p>	震度 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾	4 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	5弱 ⁴⁾	減速指示 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	5強以上 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	警報 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾	津波警報・大津波警報 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	<p>通行規制等措置⁴⁾</p> <p>【地震】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度⁴⁾</th> <th>本線⁴⁾</th> <th>入路⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4⁴⁾</td> <td>注意喚起⁴⁾</td> <td>注意喚起⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5弱⁴⁾</td> <td>減速指示⁴⁾</td> <td>通行禁止減速指示⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5強以上⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>【津波】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報⁴⁾</th> <th>本線出路⁴⁾</th> <th>入路⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報・大津波警報⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> <td>通行禁止⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波被害対象路線及び区間に限る。⁴⁾ 津波被害対象路線及び区間の出路、パーキングエリアについても閉鎖の措置を講ずるものとする。⁴⁾ 遠地津波の場合は、到達時間、津波規模に応じて対応を決定するものとする。⁴⁾</p>	震度 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾	4 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	5弱 ⁴⁾	減速指示 ⁴⁾	通行禁止減速指示 ⁴⁾	5強以上 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	警報 ⁴⁾	本線出路 ⁴⁾	入路 ⁴⁾	津波警報・大津波警報 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編に合わせた修正	阪神高速道路株式会社
震度 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾																																											
4 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾																																											
5弱 ⁴⁾	減速指示 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾																																											
5強以上 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾																																											
警報 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾																																											
津波警報・大津波警報 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾																																											
震度 ⁴⁾	本線 ⁴⁾	入路 ⁴⁾																																											
4 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾	注意喚起 ⁴⁾																																											
5弱 ⁴⁾	減速指示 ⁴⁾	通行禁止減速指示 ⁴⁾																																											
5強以上 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾																																											
警報 ⁴⁾	本線出路 ⁴⁾	入路 ⁴⁾																																											
津波警報・大津波警報 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾	通行禁止 ⁴⁾																																											

編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
風	3	3	16	349	<p>2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部に統括本部対策本部を設置することとする。</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 施設に対する防災対策</p> <p>ア 線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施し、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備箇所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。</p> <p>イ 線路に影響のあるダム放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊の恐れのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。</p> <p>② 防災体制</p> <p>ア 風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。</p> <p>イ 列車の運転、線路及び電車線路の保守に係る各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。</p> <p>(ア) 風水害その他災害時の運転規制 災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。</p> <p>(イ) 降雨時の対策 災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。</p> <p>③ 旅客等の案内及び避難</p> <p>災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次の通り旅客等に案内する。</p> <p>ア 駅等での旅客に対する案内 災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。</p>	<p>2 西日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) 対策本部の設置 <u>災害等の発生又は発生の恐れがある場合は、統括本部対策本部および現地対策本部を設置する。</u></p> <p>(2) 初動対応 <u>お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。</u></p> <p>(3) 運転規制 <u>災害時運転取扱手続および近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規則基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準値に達した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。</u></p> <p>(4) 旅客等の救護及び避難 <u>現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様等の救護や避難誘導等に当たること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。</u></p> <p>(5) 復旧 <u>現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。</u></p>	<p>会社規定に記載している内容に修正</p>	<p>西日本旅客鉄道</p>

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体
地震	3	3	16	1	370	<p>拘束、放送等により適切に案内する。</p> <p>イ 乗務員の旅客に対する案内 乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。</p> <p>ウ 避難誘導体制 各駅においては、避難誘導体制を確立するとともに避難及び救護に必要な器具を常備する。</p> <p>エ 避難誘導 災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。</p> <p>オ その他の措置 各駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、消防署、警察署、医療機関等に救護を要請する。</p>			

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
90	地震	3	2	3	1	229	株式会社NTTマーケティングアクト福岡104センタ		四日本電信電 通株式会社	
										6
	水害	3	2	3	3	209	西日本電信電話株式会社または 東日本電信電話株式会社		西日本電信電 通株式会社	
91	風水害	3	3	7	2	312		(4) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、災害支援ナースが医療機関、社会福祉施設及び避難所(福祉避難所を含む)に派遣され、看護支援活動を実施できるよう兵庫県看護協会及び協定締結医療機関と協力し準備を進める。	R6.4～国制度に基づき、災害支援ナースの養成を推進していくため	兵庫県看護協会
	地震	3	3	7	2	333				
92	風水害	3	3	2	3	262	③ 県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。 ア 薬剤師会に対し、薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認 イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会 ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認	③ 県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。 ア 薬剤師会に対し、 <u>災害薬事コーディネーターと連携し</u> 、薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認 イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会 ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認	R6.4.1より、兵庫県において災害薬事コーディネーター制度が始まったため	兵庫県 薬剤師会
	地震	3	3	2	3	290	<u>災害薬事コーディネーターとは</u> <u>災害時に、県が設置する保健医療福祉調整本部等において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として</u> <u>県に委嘱された薬剤師</u>	兵庫県 薬剤師会		
93	風水害	3	3	2	3	265	(2) 調達方法 ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。 ② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あせんとすることとする。 ③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。 ④ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。	(2) 調達方法 ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、 <u>県健康福祉事務所等県(保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター)</u> と連携し、補給を行うこととする。 ② 県(<u>保健医療調整本部及び地域医療情報センター</u>)は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あせんとすることとする。 ③ 県(<u>薬務課</u>)は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。 ④ 県(<u>薬務課</u>)は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。	R6.4.1より、兵庫県において災害薬事コーディネーター制度が始まったため	兵庫県 薬剤師会
	地震	3	3	2	3	294	(3) 搬送、供給方法 (略) ③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材(災害時薬務コーディネーター)による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することとする。 ④ 県は、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に務めることとする。	(3) 搬送、供給方法 (略) ③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材(<u>災害薬事コーディネーター</u>)による整理分類が必要であるため、 <u>必要に応じて</u> 、薬剤師会等へ協力を要請することとする。 ④ 県は、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に務めることとする。		兵庫県 薬剤師会

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
94	大規模	2	3	3	43	(6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にすることとする。	(6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にすることとする。 <u>(7) 県は薬剤師会から推薦のあった薬剤師に、災害薬事コーディネーターを委嘱し、県が設置する保健医療福祉調整本部において被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う体制を整備することとする。</u>	R6.4.1より、兵庫県において災害薬事コーディネーター制度が始まったため	兵庫県 薬剤師会	
95	大規模	3	3	1	2	109	① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）と連携し、補給及び調整を行うこととする。 ② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんすることとする。 ③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。 ④ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。	① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、 <u>災害薬事コーディネーター・県健康福祉事務所等県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）</u> と連携し、補給及び調整を行うこととする。 ② 県（ <u>保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター</u> ）は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんすることとする。 ③ 県（ <u>薬務課</u> ）は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。	R6.4.1より、兵庫県において災害薬事コーディネーター制度が始まったため	兵庫県 薬剤師会
96	風水害 地震	3	3	2	2	260	(7) 災害の現場における諸活動の調整 ② 県に災害対策本部が設置されない場合 イ 鉄道、空港、工場、鉱山での事故等	(7) 災害の現場における諸活動の調整 ② 県に災害対策本部が設置されない場合 イ 鉄道、空港、工場、鉱山での事故等	A2-BCPの策定（風水害に係る滞留者等への医療提供の確保）は空港管理者が主体となるため （大阪空港事務所と修正案共有済み）	関西エアポート株式会社（新関西国際空港株式会社）
		3	3	2	2	289	事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、・・・	事故等責任機関（鉄道会社、 <u>空港事務所</u> ・ <u>空港管理者</u> 、・・・		
97	大規模	1	3	1	8	2 空港の整備状況 (1) 大阪国際空港 ② 空港の利用状況 26路線 185便/日（令和3年夏ダイヤ）	2 空港の整備状況 (1) 大阪国際空港 ② 空港の利用状況 <u>2726</u> 路線 185便/日（ <u>令和3年夏ダイヤ 通常期</u> ）	ITMは1日の発着枠に上限があり、繁忙期の一部時期などを除き便数はほぼ変わらず、表記を更新する意味合いが薄いため （カッコ（）内は、前回同様に「令和6年夏ダイヤ」として更新する場合の記載文言です）	関西エアポート株式会社（新関西国際空港株式会社）	

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体	
98	大規模	2	3	2	40	第2 内容 2 防災関係機関相互の連携体制 (6) 大阪空港事務所長、・・・は、	第2 内容 2 防災関係機関相互の連携体制 (6) 他空港を含め「 大阪空港事務所長、・・・ 空港管理者は、」	緊急計画の策定は空港管理者が行うこととなったため (大阪空港事務所と修正案共有済み)	関西エアポート(株) (新関西国際空港(株))	
99	大規模	3	1		52	3 応急対策の主な流れ (1) 航空災害 ① 大阪国際空港における航空機の墜落等の場合 の表中 「航空運送事業者・空港事務所・空港管理者」列 「組織の設置」行 に記載の [空港事務所]	3 応急対策の主な流れ (1) 航空災害 ① 大阪国際空港における航空機の墜落等の場合 の表中 「航空運送事業者・空港事務所・空港管理者」列 「組織の設置」行 に記載の [空港事務所 空港管理者]	組織の設置は空港管理者が実施することとなったため (大阪空港事務所と修正案共有済み)	関西エアポート(株) (新関西国際空港(株))	
	大規模	3	1		54					
100	大規模	3	2	1	71	第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 ア 空港内で災害が発生した場合 の表中(左から3列目) 「消化救難隊」	第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 ア 空港内で災害が発生した場合 の表中(左から4列目) 「消 化 火救難隊」	誤字修正	関西エアポート(株) (新関西国際空港(株))	
101	大規模	3	2	1	71	第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 ア 空港内で災害が発生した場合 の表中(左から3列目) 「当該航空会社、新関西国際空港(株)、大阪空港交通(株)」	第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害 ア 空港内で災害が発生した場合 の表中(左から3列目) 「当該航空会社、新関西国際空港(株)、 大阪空港交通(株) 阪急 光バス(株)」	社名変更による	関西エアポート(株) (新関西国際空港(株))	
102	風水害	2	5	4	3	146	③ 訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、 国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。	③ 訓練 に の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、 国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。	語句修正	KDDI 株式会社
	地震	2	4	7	3	178			KDDI 株式会社	

	編	章	節	款	P	修正前	修正案	修正根拠	意見提出団体																						
103	風	水	害	3	2	3	2	207	[表中 土砂キキクル] 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	[表中 土砂キキクル] 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>【5段階：必要とされる行動等】</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 <u>・「今後の情報に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</u>	5段階の指標であることを明確化	神戸気象台																			
104	地震	3	2	3	1	226	(津波予報と内容) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> </tr> <tr> <td>津波予報</td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	(津波予報と内容) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> </tr> <tr> <td>津波予報</td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VRSB4)で発表される。</p>		発表基準	発表内容		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	現在の兵庫県への配信状況に修正	神戸地方気象台
	発表基準	発表内容																													
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表																													
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																													
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																													
	発表基準	発表内容																													
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表																													
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき ※「津波に関するその他の情報に含めて発表」	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																													
	地震	6	4	3	457																										

資料 3 - 4 原子力等防災計画にかかる修正

現 行	修 正 案	修正理由
<p data-bbox="241 544 842 592">兵庫県地域防災計画</p> <p data-bbox="293 683 790 722">(原子力等防災計画)</p> <p data-bbox="394 780 689 820">令和 <u>5</u> 年 <u>10</u> 月修正</p> <p data-bbox="371 1246 712 1286">兵庫県防災会議</p>	<p data-bbox="1032 544 1632 592">兵庫県地域防災計画</p> <p data-bbox="1084 683 1581 722">(原子力等防災計画)</p> <p data-bbox="1184 780 1480 820">令和 <u>6</u> 年 ● 月修正</p> <p data-bbox="1162 1219 1503 1259">兵庫県防災会議</p>	<p data-bbox="1749 764 1854 796">時点修正</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<div data-bbox="181 209 931 309" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画） R5年10月修正 </div> <p data-bbox="170 352 938 491">本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、原子力等防災計画を記載したものである。</p> <div data-bbox="309 539 808 571" style="text-align: center;"> 目 次 </div> <p data-bbox="170 616 360 639">第1編 総 則</p> <p data-bbox="255 652 938 676">第1節 計画の趣旨----- 1</p> <p data-bbox="255 689 938 713">第2節 防災関係機関の業務の大綱----- 4</p> <p data-bbox="255 726 938 750">第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状----- 8</p> <p data-bbox="170 802 439 826">第2編 災害予防計画</p> <p data-bbox="226 839 938 863">第1章 基本方針 ----- 17</p> <p data-bbox="226 876 629 900">第2章 応急対策への備えの充実</p> <p data-bbox="255 912 938 936">第1節 組織体制の整備 ----- 19</p> <p data-bbox="255 949 938 973">第2節 研修・訓練の実施 ----- 22</p> <p data-bbox="255 986 938 1010">第3節 情報の収集・連絡体制の整備 ----- 23</p> <p data-bbox="255 1023 938 1046">第4節 災害広報体制の整備 ----- 25</p> <p data-bbox="255 1059 938 1083">第5節 モニタリング等体制の整備 ----- 27</p> <p data-bbox="255 1096 938 1120">第6節 防護措置にかかる体制の整備 ----- 29</p> <p data-bbox="255 1133 938 1157">第7節 県外からの避難者の受入れ体制の整備 ---- 31</p> <p data-bbox="255 1169 938 1193">第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発 ----- 33</p> <p data-bbox="170 1254 495 1278">第3編 災害応急対策計画</p> <p data-bbox="226 1291 938 1315">第1章 基本方針 ----- 35</p> <p data-bbox="226 1327 651 1351">第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p data-bbox="255 1364 938 1388">第1節 組織の設置 ----- 47</p> <p data-bbox="255 1401 938 1425">第2節 動員の実施 ----- 57</p>	<div data-bbox="972 209 1722 309" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画） R6年●月修正 </div> <p data-bbox="960 352 1729 491">本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、原子力等防災計画を記載したものである。</p> <div data-bbox="1095 539 1594 571" style="text-align: center;"> 目 次 </div> <p data-bbox="960 616 1151 639">第1編 総 則</p> <p data-bbox="1046 652 1729 676">第1節 計画の趣旨----- 1</p> <p data-bbox="1046 689 1729 713">第2節 防災関係機関の業務の大綱----- 4</p> <p data-bbox="1046 726 1729 750">第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状----- 8</p> <p data-bbox="960 802 1229 826">第2編 災害予防計画</p> <p data-bbox="1016 839 1729 863">第1章 基本方針 ----- 17</p> <p data-bbox="1016 876 1420 900">第2章 応急対策への備えの充実</p> <p data-bbox="1046 912 1729 936">第1節 組織体制の整備 ----- 19</p> <p data-bbox="1046 949 1729 973">第2節 研修・訓練の実施 ----- 22</p> <p data-bbox="1046 986 1729 1010">第3節 情報の収集・連絡体制の整備 ----- 23</p> <p data-bbox="1046 1023 1729 1046">第4節 災害広報体制の整備 ----- 25</p> <p data-bbox="1046 1059 1729 1083">第5節 モニタリング等体制の整備 ----- 27</p> <p data-bbox="1046 1096 1729 1120">第6節 防護措置にかかる体制の整備 ----- 29</p> <p data-bbox="1046 1133 1729 1157">第7節 県外からの避難者の受入れ体制の整備 ---- 31</p> <p data-bbox="1046 1169 1729 1193">第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発 ----- 33</p> <p data-bbox="960 1254 1285 1278">第3編 災害応急対策計画</p> <p data-bbox="1016 1291 1729 1315">第1章 基本方針 ----- 35</p> <p data-bbox="1016 1327 1442 1351">第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p data-bbox="1046 1364 1729 1388">第1節 組織の設置 ----- 47</p> <p data-bbox="1046 1401 1729 1425">第2節 動員の実施 ----- 57</p>	<p data-bbox="1751 248 1861 272">時点修正</p>

現 行	修 正 案	修正理由
第3節 情報の収集・伝達	第3節 情報の収集・伝達	
第1款 災害情報の収集・伝達 ----- 60	第1款 災害情報の収集・伝達 ----- 60	
第2款 通信手段の確保 ----- 66	第2款 通信手段の確保 ----- 66	
第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣 -- 69	第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣 -- 69	
第5節 民間事業者等との連携 ----- 74	第5節 民間事業者等との連携 ----- 74	
第6節 専門家への協力要請 ----- 75	第6節 専門家への協力要請 ----- 75	
第3章 円滑な応急活動の展開	第3章 円滑な応急活動の展開	
第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施	第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施	
第1款 災害広報の実施 ----- 77	第1款 災害広報の実施 ----- 77	
第2款 各種相談の実施 ----- 80	第2款 各種相談の実施 ----- 80	
第2節 モニタリング活動の実施 ----- 81	第2節 モニタリング活動の実施 ----- 81	
第3節 屋内退避等の実施 ----- 83	第3節 屋内退避等の実施 ----- 83	
第4節 要配慮者支援対策の実施 ----- 86	第4節 要配慮者支援対策の実施 ----- 86	
第5節 交通の確保対策の実施 ----- 88	第5節 交通の確保対策の実施 ----- 88	
第6節 医療及び健康相談の実施 ----- 89	第6節 医療及び健康相談の実施 ----- 89	
第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 ----- 92	第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 ----- 92	
第8節 県外からの避難者の受入れ ----- 95	第8節 県外からの避難者の受入れ ----- 95	
第9節 消火・救急救助活動の実施 ----- 99	第9節 消火・救急救助活動の実施 ----- 99	
第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応 ----- 102	第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応 ----- 102	
第4編 災害復旧計画	第4編 災害復旧計画	
第1節 放射性物質による環境汚染への対処 ----- 103	第1節 放射性物質による環境汚染への対処 ----- 103	
第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表 ---- 104	第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表 ---- 104	
第3節 各種制限措置の解除 ----- 105	第3節 各種制限措置の解除 ----- 105	
第4節 風評被害等の影響の軽減 ----- 106	第4節 風評被害等の影響の軽減 ----- 106	
第5節 心身の健康相談体制の整備 ----- 107	第5節 心身の健康相談体制の整備 ----- 107	
参考 用語の解説 ----- 109	参考 用語の解説 ----- 109	

現 行	修 正 案	修正理由																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等</p> <table border="1" data-bbox="203 507 963 1209"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）</td> </tr> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等取扱事業所</td> <td>放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品使用施設</td> <td>医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設</td> </tr> <tr> <td>放射性物質取扱施設</td> <td>原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td>原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）</td> </tr> <tr> <td>特定事象</td> <td>原災法第10条1項に定める事象</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態</td> <td>原災法第2条第1項第2号に定める事象</td> </tr> <tr> <td>管理区域</td> <td>放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	意味	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所	放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設	放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設	原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）	特定事象	原災法第10条1項に定める事象	原子力緊急事態	原災法第2条第1項第2号に定める事象	管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等</p> <table border="1" data-bbox="1030 507 1776 1209"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）</td> </tr> <tr> <td>原子力施設</td> <td>原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等取扱事業所</td> <td>放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所</td> </tr> <tr> <td>放射性医薬品使用施設</td> <td>医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設</td> </tr> <tr> <td>放射性物質取扱施設</td> <td>原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設</td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td>原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）</td> </tr> <tr> <td>特定事象</td> <td>原災法第10条1項に定める事象</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態</td> <td>原災法第2条第2項に定める事象</td> </tr> <tr> <td>管理区域</td> <td>放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	意味	原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）	原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）	放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所	放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設	放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設	原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）	特定事象	原災法第10条1項に定める事象	原子力緊急事態	原災法第2条第2項に定める事象	管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。	<p>記載誤りの修正（参考資料1）</p>
用語	意味																																									
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）																																									
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																									
放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所																																									
放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設																																									
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設																																									
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）																																									
特定事象	原災法第10条1項に定める事象																																									
原子力緊急事態	原災法第2条第1項第2号に定める事象																																									
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。																																									
用語	意味																																									
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）																																									
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）																																									
放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所																																									
放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設																																									
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設																																									
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）																																									
特定事象	原災法第10条1項に定める事象																																									
原子力緊急事態	原災法第2条第2項に定める事象																																									
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。																																									

現 行				修 正 案				修正理由
第2節 防災関係機関の業務の大綱				第2節 防災関係機関の業務の大綱				最新の原子力災害対策指針（R5.11.1）の記載に合わせる
第1 指定地方行政機関				第1 指定地方行政機関				
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	
近畿管区警察局		高速道路における広域的な交通規制の指揮監督		近畿管区警察局		高速道路における広域的な交通規制の指揮監督		
近畿総合通信局		通信手段の確保		近畿総合通信局		通信手段の確保		
近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報	近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供	
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保		近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保		
近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策	近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策	
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整		神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整		
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護対策の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	
(以下、略) 第2～第6 (略)				(以下、略) 第2～第6 (略)				

現 行	修 正 案	修正理由																																								
<p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="248 767 954 1142"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設</td> <td>概ね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">試験研究用等原子炉施設</td> <td>10MW<熱出力≤100MW</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>2MW<熱出力≤10MW</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>熱出力≤2MW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウラン加工施設</td> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	重点区域の目安 (半径)	発電用原子炉施設	概ね5km 又は30km (※1参照)	試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km	2MW<熱出力≤10MW	500m	熱出力≤2MW	—	ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—	<p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="1088 767 1807 1142"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設</td> <td>おおむね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">試験研究用等原子炉施設</td> <td>10MW<熱出力≤100MW</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>2MW<熱出力≤10MW</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>熱出力≤2MW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウラン加工施設</td> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	重点区域の目安 (半径)	発電用原子炉施設	おおむね5km 又は30km (※1参照)	試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km	2MW<熱出力≤10MW	500m	熱出力≤2MW	—	ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—	<p>原子力規制庁意見への対応 (参考資料1)</p>
施設の種類	重点区域の目安 (半径)																																									
発電用原子炉施設	概ね5km 又は30km (※1参照)																																									
試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km																																								
	2MW<熱出力≤10MW	500m																																								
	熱出力≤2MW	—																																								
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km																																								
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km																																								
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m																																								
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—																																								
施設の種類	重点区域の目安 (半径)																																									
発電用原子炉施設	おおむね5km 又は30km (※1参照)																																									
試験研究用等原子炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km																																								
	2MW<熱出力≤10MW	500m																																								
	熱出力≤2MW	—																																								
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km																																								
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km																																								
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m																																								
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—																																								

現 行	修 正 案	修正理由																		
<p>※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="226 288 931 625"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>概ね5km</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</td> </tr> <tr> <td>緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)</td> <td>概ね30km</td> <td>確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和5年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和5年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和5年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和5年8月現在） （略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設 原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、R5.7.1現在）。</p>	区域	重点区域の目安 (半径)	定義	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域	<p>※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="1077 288 1805 625"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>おおむね5km</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</td> </tr> <tr> <td>緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)</td> <td>おおむね30km</td> <td>確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和6年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和6年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和6年8月現在） （略）</p> <p>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和6年8月現在） （略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設 原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は8施設となっている（原子力規制庁、R6.7.1現在）。</p>	区域	重点区域の目安 (半径)	定義	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	おおむね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域	<p>原子力規制庁意見への対応（参考資料1）</p> <p>時点修正 （各表の内容に変更なし）</p> <p>時点修正（参考資料3）</p>
区域	重点区域の目安 (半径)	定義																		
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域																		
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域																		
区域	重点区域の目安 (半径)	定義																		
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	おおむね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域																		
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域																		

現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																								
<p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>(略)</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>326 事業所が所在している(原子力規制庁、<u>R5. 3. 31</u> 現在)。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="264 571 808 632"> <tr> <td>医療機関</td> <td>研究機関</td> <td>教育機関</td> <td>民間機関</td> <td>その他機関</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>220</td> <td>37</td> <td>326</td> </tr> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1" data-bbox="273 727 943 1074"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>96</td><td>たつの市</td><td>4</td><td>養父市</td><td>2</td><td>神河町</td><td>0</td></tr> <tr><td>姫路市</td><td>35</td><td>赤穂市</td><td>4</td><td>丹波市</td><td>4</td><td>市川町</td><td>0</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>30</td><td>西脇市</td><td>3</td><td>南あわじ市</td><td>0</td><td>福崎町</td><td>1</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>12</td><td>宝塚市</td><td>11</td><td>朝来市</td><td>3</td><td>太子町</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>19</td><td>三木市</td><td>1</td><td>淡路市</td><td>1</td><td>上郡町</td><td>4</td></tr> <tr><td>洲本市</td><td>3</td><td>高砂市</td><td>13</td><td>宍粟市</td><td>1</td><td>佐用町</td><td>2</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>川西市</td><td>4</td><td>加東市</td><td>3</td><td>香美町</td><td>0</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>18</td><td>小野市</td><td>4</td><td>猪名川町</td><td>0</td><td>新温泉町</td><td>1</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>3</td><td>三田市</td><td>3</td><td>多可町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>豊岡市</td><td>6</td><td>加西市</td><td>6</td><td>稲美町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>20</td><td>丹波篠山市</td><td>0</td><td>播磨町</td><td>9</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>54 施設が所在している((公社)日本アイソトープ協会、<u>R4</u> 年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである(原子力規</p>	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	49	8	12	220	37	326	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	96	たつの市	4	養父市	2	神河町	0	姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0	尼崎市	30	西脇市	3	南あわじ市	0	福崎町	1	明石市	12	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0	西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	4	洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2	芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0	伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	6	加西市	6	稲美町	0			加古川市	20	丹波篠山市	0	播磨町	9			<p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>(略)</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>325 事業所が所在している(原子力規制庁、<u>R6. 3. 31</u> 現在)。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="1115 560 1709 624"> <tr> <td>医療機関</td> <td>研究機関</td> <td>教育機関</td> <td>民間機関</td> <td>その他機関</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>221</td> <td>36</td> <td>325</td> </tr> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1" data-bbox="1095 722 1776 1086"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>95</td><td>たつの市</td><td>3</td><td>養父市</td><td>2</td><td>神河町</td><td>0</td></tr> <tr><td>姫路市</td><td>37</td><td>赤穂市</td><td>4</td><td>丹波市</td><td>4</td><td>市川町</td><td>0</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>29</td><td>西脇市</td><td>3</td><td>南あわじ市</td><td>1</td><td>福崎町</td><td>1</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>12</td><td>宝塚市</td><td>10</td><td>朝来市</td><td>3</td><td>太子町</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>21</td><td>三木市</td><td>0</td><td>淡路市</td><td>0</td><td>上郡町</td><td>5</td></tr> <tr><td>洲本市</td><td>3</td><td>高砂市</td><td>13</td><td>宍粟市</td><td>1</td><td>佐用町</td><td>2</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>川西市</td><td>4</td><td>加東市</td><td>3</td><td>香美町</td><td>0</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>19</td><td>小野市</td><td>4</td><td>猪名川町</td><td>0</td><td>新温泉町</td><td>1</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>3</td><td>三田市</td><td>3</td><td>多可町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>豊岡市</td><td>8</td><td>加西市</td><td>6</td><td>稲美町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>17</td><td>丹波篠山市</td><td>1</td><td>播磨町</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>52 施設が所在している((公社)日本アイソトープ協会、<u>R5</u> 年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例</p> <p>最近の全国の事故発生状況は次のとおりである(原子力規制委員会)。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p>	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	48	8	12	221	36	325	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	95	たつの市	3	養父市	2	神河町	0	姫路市	37	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0	尼崎市	29	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1	明石市	12	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0	西宮市	21	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5	洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2	芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0	伊丹市	19	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	8	加西市	6	稲美町	0			加古川市	17	丹波篠山市	1	播磨町	7			<p>時点修正(参考資料 4-1、4-2)</p> <p>時点修正(参考資料 5)</p>
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																					
49	8	12	220	37	326																																																																																																																																																																																																																					
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																			
神戸市	96	たつの市	4	養父市	2	神河町	0																																																																																																																																																																																																																			
姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0																																																																																																																																																																																																																			
尼崎市	30	西脇市	3	南あわじ市	0	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																			
明石市	12	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																			
西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	4																																																																																																																																																																																																																			
洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2																																																																																																																																																																																																																			
芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																			
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1																																																																																																																																																																																																																			
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																					
豊岡市	6	加西市	6	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																					
加古川市	20	丹波篠山市	0	播磨町	9																																																																																																																																																																																																																					
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																					
48	8	12	221	36	325																																																																																																																																																																																																																					
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																			
神戸市	95	たつの市	3	養父市	2	神河町	0																																																																																																																																																																																																																			
姫路市	37	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0																																																																																																																																																																																																																			
尼崎市	29	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																			
明石市	12	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																			
西宮市	21	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5																																																																																																																																																																																																																			
洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2																																																																																																																																																																																																																			
芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																			
伊丹市	19	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1																																																																																																																																																																																																																			
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																					
豊岡市	8	加西市	6	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																					
加古川市	17	丹波篠山市	1	播磨町	7																																																																																																																																																																																																																					

現 行

制委員会)。従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

型別	年度											合計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
紛失・誤廃棄・盗取	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0	2	20
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
汚染・漏えい	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2	2	17
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5	41

(略)

修 正 案

【最近の事故の発生状況】

型別	年度											合計
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
紛失・誤廃棄・盗取	0	1	1	3	1	4	3	2	0	2	3	20
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
汚染・漏えい	4	1	1	0	1	3	1	0	2	2	2	17
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5	6	42

(略)

修正理由

時点修正 (参考資料6)

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【原子力災害対策指針における防護措置】</p> <p>1 U P Z 外の防護対策</p> <p>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国がU P Z 外の一定の範囲（原子力施設から同心円を基礎として行政区画単位等を考慮して設定される）に屋内退避を指示する。</p> <p>重点区域外の地方公共団体は、屋内退避の指示を住民等に対して確実に伝達するため、防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用することとされている。</p> <p>2 緊急時モニタリング体制</p> <p>重点区域外においても屋内退避が必要となった場合には、国が重点区域外について広域で走行サーベイや航空機モニタリング等を実施し、速やかに空間放射線量率を測定することとなっている。</p> <p>また、原子力事業者は、国の緊急時モニタリングセンターが行う重点区域外の空間放射線量率測定に積極的に協力することが求められている。</p> <p>(参考：平成27年3月4日 原子力規制庁「U P Z 外の防護措置について」)</p> </div> <p>(略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携帯することとする。</p> <p>○災害時優先携帯電話携行者</p> <p>知事（災害対策本部長）</p> <p>副知事、防災監（副本部長）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【原子力災害対策指針における防護措置】</p> <p>1 U P Z 外の防護措置</p> <p>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国がU P Z 外の一定の範囲（原子力施設から同心円を基礎として行政区画単位等を考慮して設定される）に屋内退避を指示する。</p> <p>重点区域外の地方公共団体は、屋内退避の指示を住民等に対して確実に伝達するため、防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用することとされている。</p> <p>2 緊急時モニタリング体制</p> <p>重点区域外においても屋内退避が必要となった場合には、国が重点区域外について広域で走行サーベイや航空機モニタリング等を実施し、速やかに空間放射線量率を測定することとなっている。</p> <p>また、原子力事業者は、国の緊急時モニタリングセンターが行う重点区域外の空間放射線量率測定に積極的に協力することが求められている。</p> <p>(参考：平成27年3月4日 原子力規制庁「U P Z 外の防護対策について」)</p> </div> <p>(略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保</p> <p>県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携帯することとする。</p> <p>○災害時優先携帯電話携行者</p> <p>知事（災害対策本部長）</p> <p>副知事、防災監（副本部長）</p>	<p>原子力規制庁意見への対応(参考資料1、7)</p> <p>組織改正の反映</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>副防災監、会計管理者、技監、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、防災担当指定要員（危機管理部次長 等）</p> <p>（略）</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>（1）平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p>	<p>会計管理者、技監、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、防災担当指定要員（危機管理部次長 等）</p> <p>（略）</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>（1）平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護措置の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p>	<p>最新の原子力災害対策指針（R5.11.1）の記載（参考資料1）</p> <p>時点修正（参考資料8）</p>

現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
<p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="168 339 846 480"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>109</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>666</td> <td>電離箱式</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>872</td> <td>GM計数管式</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(29)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和5年4月1日現在） （略） 3～4（略） 5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備 (1) 資機材の整備 県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="176 978 824 1054"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>416</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>37</td> <td>GM計数管式</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>31</td> <td>シンチレーション式</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和5年4月1日現在） 県では保有していない。 ※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。 （略）</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	109	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	666	電離箱式	26	ポケット線量計	872	GM計数管式	188	中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	7			中性子線用	7	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	416	表面汚染検査計		除染剤散布器	37	GM計数管式	128	除染シャワー	31	シンチレーション式	7	<p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="972 336 1659 474"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>89</td> <td>放射線測定器（空間線量計）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>634</td> <td>電離箱式</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>876</td> <td>GM計数管式</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(29)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和6年4月1日現在） （略） 3～4（略） 5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備 (1) 資機材の整備 県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="965 981 1632 1061"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服</td> <td>215</td> <td>表面汚染検査計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器</td> <td>29</td> <td>GM計数管式</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>34</td> <td>シンチレーション式</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】（令和6年4月1日現在） 県では保有していない。 ※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。 （略）</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	89	放射線測定器（空間線量計）		放射性ヨウ素対応吸収缶	634	電離箱式	27	ポケット線量計	876	GM計数管式	184	中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	5			中性子線用	7	種 類	数量	種 類	数量	被除染者用簡易衣服	215	表面汚染検査計		除染剤散布器	29	GM計数管式	100	除染シャワー	34	シンチレーション式	3	<p>時点修正（参考資料8）</p> <p>時点修正（参考資料3）</p>
種 類	数量	種 類	数量																																																																															
放射線防護服	109	放射線測定器（空間線量計）																																																																																
放射性ヨウ素対応吸収缶	666	電離箱式	26																																																																															
ポケット線量計	872	GM計数管式	188																																																																															
中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	7																																																																															
		中性子線用	7																																																																															
種 類	数量	種 類	数量																																																																															
被除染者用簡易衣服	416	表面汚染検査計																																																																																
除染剤散布器	37	GM計数管式	128																																																																															
除染シャワー	31	シンチレーション式	7																																																																															
種 類	数量	種 類	数量																																																																															
放射線防護服	89	放射線測定器（空間線量計）																																																																																
放射性ヨウ素対応吸収缶	634	電離箱式	27																																																																															
ポケット線量計	876	GM計数管式	184																																																																															
中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	5																																																																															
		中性子線用	7																																																																															
種 類	数量	種 類	数量																																																																															
被除染者用簡易衣服	215	表面汚染検査計																																																																																
除染剤散布器	29	GM計数管式	100																																																																															
除染シャワー	34	シンチレーション式	3																																																																															

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>	<p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>	<p>時点修正 (参考資料9)</p>

現 行					修 正 案					修正理由
表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和5年4月1日現在、単位：人)					表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和6年4月1日現在、単位：人)					
避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町	避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町	
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,189	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町	福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	27,847	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町	
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町	
	高浜町	9,783	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	高浜町	9,626	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町		
	おおい町	7,823	阪神北	伊丹市、川西市	おおい町	7,710	阪神北	伊丹市、川西市		
	若狭町	13,751	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	若狭町	13,499	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町		
丹波			丹波篠山市、丹波市	丹波			丹波篠山市、丹波市			
小 計	59,546			小 計	58,682					
京都府 5市2町	福知山市	390	西播磨	上郡町	京都府 5市2町	福知山市	372	西播磨	上郡町	
	舞鶴市 ^準	62,076	神戸市			舞鶴市	60,929	神戸市		
			阪神南	尼崎市、西宮市				阪神南	尼崎市、西宮市	
			淡路	淡路市				淡路	淡路市	
	綾部市	7,411	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町		綾部市	7,257	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町	
	宮津市	16,554	東播磨	明石市、加古川市、高砂市		宮津市	16,151	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	
	南丹市	3,213	淡路	洲本市、南あわじ市		南丹市	3,143	淡路	洲本市、南あわじ市	
	京丹波町	2,559	阪神南	芦屋市		京丹波町	2,493	阪神南	芦屋市	
	伊根町	1,327	東播磨	稲美町、播磨町		伊根町	1,316	東播磨	稲美町、播磨町	
小 計	93,530			小 計	91,661					
合 計	153,076			合 計	150,343					

現 行	修 正 案	修正理由
(略)	(略)	

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対応方針</p> <p>(1) 原子力施設における事故等への対応</p> <p>①～②【緊急時の防護措置】 (略)</p> <p>【運用上の介入レベル(OIL)と防護措置の概要】</p> <p>表～※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>3 災害応急対策の流れ</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対応方針</p> <p>(1) 原子力施設における事故等への対応</p> <p>①～②【緊急時の防護措置】 (略)</p> <p>【運用上の介入レベル(OIL)と防護措置の概要】</p> <p>表～※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>3 災害応急対策の流れ</p> <p>(1) (略)</p>	<p>原子力規制庁意見への対応(参考資料1)</p>

現 行					修 正 案					修正理由
(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合					(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合					
事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国	事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国	
事故等の発生	・事故等発生 の通報	→	→	→	事故等の発生	・事故等発生 の通報	→	→	→	
		→ 警察 → 消防本部	→ 警察 → 災害対策 センター	【核燃料物質 の場合】原 子力規制庁				→ 警察 → 消防本部	→ 警察 → 災害対策 センター	【核燃料物質 の場合】原 子力規制庁
	・緊急措置 ・立入制限 区域設定 ・消火・延 焼防止 ・救出 ・避難等の 危険時 の措置 ・緊急時モ ニタリン グ	・施設データ の確認 ・消防隊・救急 隊出動 (放射線防 護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質 事故対策会 議の開催		・緊急措置 ・立入制限 区域設定 ・消火・延 焼防止 ・救出 ・避難等の 危険時 の措置 ・緊急時モ ニタリン グ	・施設データ の確認 ・消防隊・救 急隊出動 (放射線防 護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質 事故対策会 議の開催	
放射線検出	・放射線測定 結果の報告	→	→	→	放射線検出	・放射線測定 結果の報告	→	→	→	
		→ 警察 → 消防本部	→ 警察 → 災害対策 センター	原子力規制 庁				→ 警察 → 消防本部	→ 警察 → 災害対策 センター	原子力規制 庁
	・立入制限区 域設定 ・遮へい ・放射能汚染 の拡大防止 ・除去	・消防警戒区 域の設定 ・放射線検出 活動 ・放射線危険 区域及び準 危険区域の 設定	・災害警戒本 部の設置	【特定事象の 場合】 ・関係省庁事 故対策連絡 会議の開催 ・専門家の現 地派遣 ・資機材の動		・立入制限区 域設定 ・遮へい ・放射能汚染 の拡大防止 ・除去	・消防警戒区 域の設定 ・放射線検出 活動 ・放射線危険 区域及び準 危険区域の 設定	・災害警戒本 部の設置	【特定事象の 場合】 ・関係省庁事 故対策連絡 会議の開催 ・専門家の現 地派遣 ・資機材の動	

現 行					修 正 案					修正理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・救助・救急活動 		員			<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・救助・救急活動 		員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保(広報・避難誘導等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・【原子力緊急事態に至った場合】 ・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策 			<ul style="list-style-type: none"> ・【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保(広報・避難誘導等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・【原子力緊急事態に至った場合】 ・原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び現地対策 	

現 行					修 正 案					修正理由
被ばく傷病者等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者等の応急措置 汚染検査・除染（関係者、周辺環境） 汚染物の保管 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等の汚染検査 除染措置 消防隊員の汚染検査 除染及び被ばく状況の記録 汚染の除去に関する協力 〔必要に応じ〕 専門家派遣の要請 消防県内応援の要請 緊急消防援助隊要請 自衛隊派遣の要求 避難所の開 運営 飲食物の摂取制限 医療・健康等各種相談の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境のモニタリングの実施・公表 汚染検査・除染に関する協力 災害広報の実施 各種相談の実施 〔必要に応じ〕 消防県内応援の調整 緊急消防援助隊要請 自衛隊の派遣要請 避難住民への支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 本部の設置 緊急事態応急対策の実施（モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等） 事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示 	被ばく傷病者等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者等の応急措置 汚染検査・除染（関係者、周辺環境） 汚染物の保管 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等の汚染検査 除染措置 消防隊員の汚染検査 除染及び被ばく状況の記録 汚染の除去に関する協力 〔必要に応じ〕 専門家派遣の要請 消防県内応援の要請 緊急消防援助隊要請 自衛隊派遣の要求 避難所の開 運営 飲食物の摂取制限 医療・健康等各種相談の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境のモニタリングの実施・公表 汚染検査・除染に関する協力 災害広報の実施 各種相談の実施 〔必要に応じ〕 消防県内応援の調整 緊急消防援助隊要請 自衛隊の派遣要請 避難住民への支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 本部の設置 緊急事態応急対策の実施（モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等） 事故発生場所周辺の住民避難等防護措置の指示 	最新の原子力災害対策指針（R5.11.1）の記載（参考資料1）

現 行					修 正 案					修正理由
(3) 放射性物質の不法廃棄等					(3) 放射性物質の不法廃棄等					最新の原子力災害対策指針 (R5. 11. 1) の記載 (参考資料 1)
事 項	発見者・施設 管理者	市町・消防本 部	兵庫県	国	事 項	発見者・施設 管理者	市町・消防本 部	兵庫県	国	
放射線の検出	・発見の通報	→	警察 → 災害対策 センター	原子力規 制庁	放射線の検出	・発見の通報	→	警察 → 災害対策 センター	原子力規 制庁	
防護対策の実 施	・放射性物資 の存在の周 知 ・周囲への立 入禁止措置	【事案に応じ て】 ・消防隊・救急 隊出動 (放射線防 護装備) ・放射線検出 活動 ・放射線危険 区域及び準 危険区域の 設定 ・救助・救急活 動 【住民等に防 護措置が必 要となる場 合】 ・住民等の安 全確保 (広報・避難 誘導等)	・原子力規制 庁と対応を 協議 ・災害警戒本 部の設置 【事案に応じ て】 ・交通規制 ・災害対策本 部の設置	・状況の確認 ・必要な措置 の指示	防護措置の実 施	・放射性物資 の存在の周 知 ・周囲への立 入禁止措置	【事案に応じ て】 ・消防隊・救急 隊出動 (放射線防 護装備) ・放射線検出 活動 ・放射線危険 区域及び準 危険区域の 設定 ・救助・救急活 動 【住民等に防 護措置が必 要となる場 合】 ・住民等の安 全確保 (広報・避難 誘導等)	・原子力規制 庁と対応を 協議 ・災害警戒本 部の設置 【事案に応じ て】 ・交通規制 ・災害対策本 部の設置	・状況の確認 ・必要な措置 の指示	

現 行				修 正 案				修正理由
被ばく傷病者等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の汚染検査・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 		被ばく傷病者等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の汚染検査・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 		

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p>	<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p>	

現 行			修 正 案			修正理由
① 組織の概要			① 組織の概要			
名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	原子力規制庁意見への対応（参考資料1）
設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	
本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター	設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター	
設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	
廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき	廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき	

名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部
業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育部本部等、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社</p> <p>3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。</p> <p>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>

名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部
業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。
その他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育部本部等、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社</p> <p>3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。</p> <p>5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>

関西電力送配電意見への対応（参考資料2）

現 行	修 正 案	修 正 理 由																																								
<p>(2) 兵庫県現地災害対策本部</p> <table border="1" data-bbox="190 311 929 981"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td>兵庫県現地災害対策本部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>被災地を管轄する県民局等</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）</td> </tr> <tr> <td>告示</td> <td>現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	名 称	兵庫県現地災害対策本部	設置者	知事	本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。	設置場所	被災地を管轄する県民局等	設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき	廃止基準	現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき	業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）	告示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。	<p>(2) 兵庫県現地災害対策本部</p> <table border="1" data-bbox="978 311 1718 997"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td>兵庫県現地災害対策本部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>被災地を管轄する県民局等</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）</td> </tr> <tr> <td>告示</td> <td>現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	名 称	兵庫県現地災害対策本部	設置者	知事	本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。	設置場所	被災地を管轄する県民局等	設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき	廃止基準	現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき	業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）	告示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。	<p>原子力規制庁意見の反映（参考資料 1）</p>
名 称	兵庫県現地災害対策本部																																									
設置者	知事																																									
本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。																																									
設置場所	被災地を管轄する県民局等																																									
設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき																																									
廃止基準	現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき																																									
業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）																																									
告示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。																																									
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。																																									
その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。																																									
名 称	兵庫県現地災害対策本部																																									
設置者	知事																																									
本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。																																									
設置場所	被災地を管轄する県民局等																																									
設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき																																									
廃止基準	現地における災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき																																									
業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・協議（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）																																									
告示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。																																									
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。																																									
その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。																																									

現 行	修 正 案	修正理由
<p>別図 第2 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。</p> <p>(略)</p>	<p>別図 第2 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正の反映</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長(防災監)、副本部長(副防災監・危機管理部次長)、事務局長(災害対策課長)、警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策本部長(知事)が決定することとする。</p>	<p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長(防災監、<u>危機管理部長</u>)、副本部長(危機管理部次長)、事務局長(災害対策課長)、警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策本部長(知事)が決定することとする。</p>	<p>組織改正の反映</p>

現 行		修 正 案		修 正 理 由
	災 害 の 状 況		災 害 の 状 況	原子力規制庁意見への対応(参考資料1)
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	
第2号配備	対象原子力災害等により県内に相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	第2号配備	対象原子力災害等により県内に相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	
第3号配備	原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	第3号配備	原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	原子力規制庁意見への対応(参考資料1)
ウ～エ (略)		ウ～エ (略)		
(2) 地方機関の動員体制		(2) 地方機関の動員体制		
①～② (略)		①～② (略)		
③ 災害対策地方本部が設置されたとき		③ 災害対策地方本部が設置されたとき		
	災 害 の 状 況		災 害 の 状 況	原子力規制庁意見への対応(参考資料1)
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	
第2号配備	対象原子力災害等により当該地域に相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	第2号配備	対象原子力災害等により当該地域に相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	
第3号配備	対象原子力災害等により当該地域に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	第3号配備	対象原子力災害等により当該地域に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	(略)
(略)		(略)		

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略)</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略)</p>	

現 行		修 正 案		修正理由
4 支援要請				
○ 市町からの主な緊急対策支援要請				
部	要請事項	支援要請系統		
保健医療部	ヘリによる患者搬送			
	船艇による患者搬送			
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)			
企 業 庁	飲料水の供給			
	給水車の派遣			
	水道復旧工事に関する人材派遣			
	医療用水の確保			
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町		
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部		
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	他府県警察ヘリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署		
部	要請事項	支援要請系統		
保健医療部	ヘリによる患者搬送			
	船艇による患者搬送			
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)			
企 業 庁	飲料水の供給			
	給水車の派遣			
	水道復旧工事に関する人材派遣			
	医療用水の確保			
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町		
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部		
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	他府県警察ヘリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署		
関西電力送配電意見への対応(参考資料2)※第1編第2節第5の役割に合わせる				

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <p>1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備</p> <p>3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備</p> <p>5 法務省無線通信設備 6 NTT無線通信設備</p> <p>7 JR通信設備 8 県無線通信設備</p> <p>9 市町無線通信設備（消防無線を含む）</p> <p>10 西日本高速道路(株)無線通信設備</p> <p>11 関西電力送配電通信設備 12 大阪ガス無線通信設備</p> <p>13 各私鉄通信設備 14 KDDI無線通信設備</p> <p>15 SB無線通信設備 16 日本通運無線通信設備</p> <p>17 各漁業無線 18 アマチュア無線局</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <p>1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備</p> <p>3 国土交通省通信設備 4 法務省無線通信設備</p> <p>5 NTT(株)無線通信設備 6 JR(株)通信設備</p> <p>7 県無線通信設備</p> <p>8 市町無線通信設備（消防無線を含む）</p> <p>9 西日本高速道路(株)無線通信設備</p> <p>10 関西電力送配電(株)通信設備</p> <p>11 大阪ガス(株)無線通信設備 12 各私鉄通信設備</p> <p>13 KDDI(株)無線通信設備 14 SB(株)無線通信設備</p> <p>15 日本通運(株)無線通信設備 16 各漁業無線</p>	<p>関西電力送配電意見及び神戸地方気象台意見の反映（参考資料2）</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</p> <p>20 各タクシー会社の無線通信設備</p> <p>(略)</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p>各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。</p> <p>各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。</p> <p>広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施</p> <p>市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握し</p>	<p>17 アマチュア無線局</p> <p>18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</p> <p>19 各タクシー会社の無線通信設備</p> <p>(略)</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p>各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。</p> <p>各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。</p> <p>広報を必要とする内容は、<u>おおむね</u>次のようなものが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施</p> <p>市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握し</p>	<p>原子力規制庁意見の反映(参考資料1)</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>た場合には、OIL の基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。</p> <p>また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下</u>において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所等の開設</p> <p>(1) 避難所等の開設</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 開設期間</p> <p>避難所の開設期間は、<u>おおむね2か月程度を目安とする。</u>ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教</p>	<p>た場合には、OIL の基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。</p> <p>また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。</p> <p>さらに、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節～第7節 (略)</p> <p>第8節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所等の開設</p> <p>(1) 避難所等の開設</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 開設期間</p> <p>避難所の開設期間は、<u>被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。</u>ただし、</p>	<p>国の防災基本計画修正 (R6.6月) の反映 (参考資料10)</p> <p>兵庫県市長会 (宝塚市) 意見への対応 (参考資料2)</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 管理下でない放射性物質の発見</p> <p>県は、管理下でない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。</p> <p>警察、市町・消防本部は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。</p> <p>なお、病院、大学、研究機関、工場等、放射性物質の取り扱いに関する許可を受け、あるいは届出を行っている機関において、管理区域外で放射性物質が発見されたときは、県は、当該機関に対して法令に基づく措置(必要な防護対策の実施、除染、管理の徹底、原子力規制委員会への報告等)を行うよう、助言することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。<u>また、県は避難元府県の要請があった場合は、県内市町と連携し、二次避難先の確保に協力する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 管理下でない放射性物質の発見</p> <p>県は、管理下でない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。</p> <p>警察、市町・消防本部は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。</p> <p>なお、病院、大学、研究機関、工場等、放射性物質の取り扱いに関する許可を受け、あるいは届出を行っている機関において、管理区域外で放射性物質が発見されたときは、県は、当該機関に対して法令に基づく措置(必要な防護措置の実施、除染、管理の徹底、原子力規制委員会への報告等)を行うよう、助言することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>※関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」の記載に合わせる(参考資料11)</p> <p>最新の原子力災害対策指針(R5.11.1)の記載</p>

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第4編 災害復旧計画 第1節～第4節 (略) 第5節 心身の健康相談体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 健康調査の実施</p> <p>県、市町は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施することとする。</p> <p>その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮することとする。</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第1節～第4節 (略) 第5節 心身の健康相談体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 健康調査の実施</p> <p>県、市町は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護措置を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施することとする。</p> <p>その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮することとする。</p>	<p>最新の原子力防災指針(R5.11.1)の反映</p>

現 行			修 正 案			修正理由
参考 用語の解説 原子力防災用語解説			参考 用語の解説 原子力防災用語解説			
行	用語	説明	行	用語	説明	
あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。	あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。	
	屋内退避	窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。		屋内退避	窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。	
	オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設の通称。 原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。		オフサイトセンター	緊急事態応急対策等拠点施設の通称。 原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。	
か行	外部被ばく	放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離れればそれ以上の被ばくはなくなる。	か行	外部被ばく	放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離れればそれ以上の被ばくはなくなる。	
	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。		緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。	
	緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。		緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。	
	空間放射線量率	ある時間内に空气中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。		空間放射線量率	ある時間内に空气中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。	
	警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）		警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）	
	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退城時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。		原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退城時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。	

現 行		修 正 案		修正理由		
	原子力緊急事態	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。	原子力緊急事態	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。		
	原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。	原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。		
	現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。	現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。		
	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。		
さ行	サーバイメータ	放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。	さ行	サーバイメータ	放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。	
	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。		
	シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。	シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。		
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。		
た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。	た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。	
	特定事象	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）	特定事象	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）		
な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。	な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。	

現 行			修 正 案			修正理由
は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等とされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。	は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等とされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。	
	ベクレル（Bq）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。		ベクレル（Bq）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。	
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。		放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。	
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。		放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。	
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。	ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。	
	モニタリングカー	原子力施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。		モニタリングカー	原子力施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。	
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境放射線モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。		モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境放射線モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。	
英字	EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）	英字	EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）	
	OIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。		OIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。	
	PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径5kmの区域。		PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径5kmの区域。	
	UPZ（Urgent Protective action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。		UPZ（Urgent Protective action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径30kmの区域。	

現 行	修 正 案	修正理由
<p>別表 緊急事態区分及びEAL</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <hr/> <hr/> <p>警戒事態～施設敷地緊急事態 （略）</p>	<p>別表 緊急事態区分及びEAL</p> <p><u>原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は次のとおり。</u></p> <p><u>1 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3、4号機、関西電力(株)高浜発電所1、2、3、4号機】</u></p> <p>警戒事態～施設敷地緊急事態 （略）</p>	<p>PWR 以外の原子力施設を追加（関西電力送配電意見への対応）に伴い説明文及び該当施設の追加（福井県値域防災計画参照（参考資料12））</p>

現 行		修 正 案	修正理由
区分	EAL（緊急時活動レベル）	EAL（緊急時活動レベル）	最新の原子力 災害対策指針 （R5.11.1）反 映
	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
全面緊急事態	防護措置の概要	防護措置の概要	

（新設）

現 行	修 正 案	修正理由												
<p>(新設)</p>	<p>2 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものについては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】</p> <table border="1" data-bbox="1122 576 1935 986"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 576 1151 632">区分</th> <th data-bbox="1151 576 1783 632">EAL（緊急時活動レベル）</th> <th data-bbox="1783 576 1935 632">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 632 1151 986">警戒事態</td> <td data-bbox="1151 632 1783 986"> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> <td data-bbox="1783 632 1935 986"> <p>防護措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1122 1043 1935 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1043 1151 1099">区分</th> <th data-bbox="1151 1043 1783 1099">EAL（緊急時活動レベル）</th> <th data-bbox="1783 1043 1935 1099">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1099 1151 1417">施設敷地緊急事態</td> <td data-bbox="1151 1099 1783 1417"> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> <td data-bbox="1783 1099 1935 1417"> <p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>防護措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p>関西電力送配電の意見反映（参考資料1） ※福井県に立地している施設のEALを記載（以下、同様）</p>
	区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要											
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>防護措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>												
区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要												
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>												

現 行	修 正 案	修 正 理 由						
<p>(新設)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 261 1128 316">区分</td> <td data-bbox="1128 261 1760 316">EAL (緊急時活動レベル)</td> <td data-bbox="1760 261 1910 316">防護措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 331 1128 432">全面緊急事態</td> <td data-bbox="1128 331 1760 683"> <p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)。</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p> </td> <td data-bbox="1760 331 1910 683"> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </table>	区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	全面緊急事態	<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)。</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	
区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要						
全面緊急事態	<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)。</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>						

現 行	修 正 案	修正理由												
(新設)	<p>3 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】</p> <table border="1" data-bbox="1099 467 1899 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 467 1128 523">区分</th> <th data-bbox="1133 467 1749 523">EAL (緊急時活動レベル)</th> <th data-bbox="1753 467 1899 523">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 526 1128 786">警戒事態</td> <td data-bbox="1133 526 1749 786"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> <td data-bbox="1753 526 1899 786"> 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1099 855 1899 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 855 1128 911">区分</th> <th data-bbox="1133 855 1749 911">EAL (緊急時活動レベル)</th> <th data-bbox="1753 855 1899 911">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 914 1128 1153">施設敷地緊急事態</td> <td data-bbox="1133 914 1749 1153"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> <td data-bbox="1753 914 1899 1153"> PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	警戒事態	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	施設敷地緊急事態	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	
区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要												
警戒事態	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。												
区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要												
施設敷地緊急事態	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。												

現 行	修 正 案	修 正 理 由						
<p>(新設)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1055 288 1088 341">区 分</td> <td data-bbox="1093 288 1756 341">EAL (緊急時活動レベル)</td> <td data-bbox="1760 288 1921 341">防護措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 360 1088 469">全 面 緊 急 事 態</td> <td data-bbox="1093 360 1756 730"> <p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p> </td> <td data-bbox="1760 360 1921 730"> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。<u>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</u></p> </td> </tr> </table>	区 分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	全 面 緊 急 事 態	<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。<u>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</u></p>	
区 分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要						
全 面 緊 急 事 態	<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。<u>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</u></p>						

現 行	修 正 案	修正理由												
	<p>4 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料 集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1, 2号機、関西電力(株)大飯発電所1, 2号機】</p> <table border="1" data-bbox="1084 533 1890 772"> <tr> <td data-bbox="1084 533 1115 772">区分</td> <td data-bbox="1115 533 1738 587">EAL (緊急時活動レベル)</td> <td data-bbox="1738 533 1890 587">防護措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 587 1115 772">警戒事態</td> <td data-bbox="1115 587 1738 772"> ① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> <td data-bbox="1738 587 1890 772">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1084 852 1890 1120"> <tr> <td data-bbox="1084 852 1115 1120">区分</td> <td data-bbox="1115 852 1738 906">EAL (緊急時活動レベル)</td> <td data-bbox="1738 852 1890 906">防護措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 906 1115 1120">施設敷地緊急事態</td> <td data-bbox="1115 906 1738 1120"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> <td data-bbox="1738 906 1890 1120">PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</td> </tr> </table>	区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	警戒事態	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要	施設敷地緊急事態	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	
区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要												
警戒事態	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。												
区分	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要												
施設敷地緊急事態	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。												

現 行	修 正 案	修 正 理 由						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1081 276 1111 331">区 分</td> <td data-bbox="1113 276 1765 331">EAL（緊急時活動レベル）</td> <td data-bbox="1767 276 1919 331">防護措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 333 1111 453">全 面 緊 急 事 態</td> <td data-bbox="1113 333 1765 711"> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td data-bbox="1767 333 1919 711"> <p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </table>	区 分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	全 面 緊 急 事 態	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	
区 分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要						
全 面 緊 急 事 態	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>防護措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>						